

総務企画委員会記録
＜第2号＞

平成23年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成23年3月22日（火曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成23年3月22日 火曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後3時13分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例
- 4 乙第4号議案 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第5号議案 沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 6 乙第6号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第7号議案 沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 8 乙第8号議案 沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第29号議案 配当異議請求事件の和解について
- 10 乙第30号議案 配当異議請求事件の和解について
- 11 乙第31号議案 配当異議請求事件の和解について
- 12 乙第34号議案 包括外部監査契約の締結について
- 13 乙第35号議案 副知事の選任について
- 14 乙第36号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について

- 15 陳情平成20年第83号、同第86号、同第87号、同第190号、同第191号、陳情平成21年第58号、同第59号、同第88号、同第110号、同第111号、同第122号、同第128号、同第174号、陳情平成22年第12号、同第61号、同第71号、同第141号、同第142号、同第163号、同第204号

出席委員

委員	長	當	間	盛	夫	君
副委員	長	山	内	末	子	さん
委員		島	袋		大	君
委員		吉	元	義	彦	君
委員		照	屋	守	之	君
委員		浦	崎	唯	昭	君
委員		高	嶺	善	伸	君
委員		新	里	米	吉	君
委員		前	田	政	明	君
委員		金	城		勉	君
委員		糸	洲	朝	則	君
委員		新	垣	清	涼	君
委員		上	里	直	司	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

総務部	長	兼	島	規	君
総務統括	監	久	田	裕	君
総務私学課	長	新	垣	昌	頼
人事課	長	島	田	勉	君

行政改革推進課長	池田克紀君
財政課長	平敷昭人君
管財課長	上原徹君
農林水産部水産課班長	本永文彦君
病院事業局県立病院課長	武田智君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第8号議案まで、乙第29号議案から乙第31号議案まで、乙第34号議案から乙第36号議案までの14件及び平成20年陳情第60号外19件を一括して議題といたします。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第1号議案沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、お配りしております平成23年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）に基づきまして、御説明いたします。

1ページをごらんください。

乙第1号議案沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例は、地方公務員法の改正に伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例に、月60時間を超えて時間外勤務をした場合に割り振ることができる時間外勤務代休時間を追加するために条例を改正するものであります。

以上、乙第1号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第1号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 総務部長、もう少し詳しく説明をしてもらえませんか。余り意味がわからなくて。

○兼島規総務部長 地方公務員法では、職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のため、その業務や活動をしてはならないとされているわけです。一方では、職員は職務専念義務というものがございまして、勤務時間内については職務に従事するという専念義務があるわけですね。その関係で言いますと、沖縄県職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例—今回審査している条例案なのですけれども、この中には、先ほど申し上げましたように、条例で定める場合には職員は給与を受けながら職員団体のための行為をすることができる。例えば、団体交渉に参加するときが一つの例なのですけれども、これは時間内でもその特例に基づきまして一法律にも規定されているわけなのですけれども、職員は職員団体に所属しながら、その職員団体のための行為として団体交渉に参加することができる。これは時間内でもできます。もう一方では、年次有給休暇一年休をもらっているとか、休日であるとか、そういうときにも職員団体のための行為ができると規定されているわけです。その年休であるとか、代替休暇—代休であるとか、そのものに今回の時間外勤務の特例というものがあまして、週60時間を超えた場合に時間外勤務手当として割り増し賃金があるわけです。それにかわって、代休制度というものが設けられたものですから、その代休するときにも職員の団体のための行為ができるという規定を設けるための条例改正でございまして、要するに、年休とか、代休とか、休日とかそういう中に同じような形で代休制度を加えると。時間外勤務手当の特例の代休制度をその中に加えるという条例改正であります。

○照屋守之委員 そうなると、例えば組合員は組合員としての活動をやりますよね。これは仕事とかということではなくて、職員労働組合—いわゆる組合というのは政治活動もいろいろありますでしょう。そういうものもひっくるめて、これは条例で定めて、やってもよいよという決まりになるのですか。

○兼島規総務部長 政治的な行動とかそういうことではなくて、やはり公務員のほうには、要するに団体交渉権等々があるわけです。団結権、団体交渉権がございまして、そういう権利の範囲内で団体交渉をする。そのような団体の行為、適法な団体の行為をするための措置ということなんです。

○照屋守之委員 それはそう言っても、全部そういう権利を、組合の権利を認めるということで、きちんと時間外勤務手当みたいなものを含めて考えますということになれば、組合は組合ですから、彼ら独自のそういう考え方があるさ。それも含めて、ひっくるめて認めるということになるわけでしょう。これがどういう政治的な活動をしようが、何をしようが、このようなものがあれば、きちんとそれにのっとった形でそれができるといいう仕組みをつくるということになるのではないの。

○兼島規総務部長 地方公務員法にはこううたわれていて、職員は—これは第55条の2で、職員団体のための職員の行為の制限の条文なのですけれども、職員は条例で定める場合を除き、給与を受けながら職員団体のため、その業務を行い、または活動してはならないということが原則です。その特例の中でこういった場合については、給与を受けながらも団体活動等々ができますという特例条例の規定になっています。そういった意味で言いますと、職員団体のための業務、または活動ということに限定されるわけですから、その範囲内での活動という形で受けとめていただければと思います。

○照屋守之委員 受けとめられないわけさ。このような形で組合のものとしてしっかりとそれが認められるということになれば、組合は組合として独自の—そういう職員のためのものもあるだろうし、いろいろな政治的活動も当然やっているさ。やっていますよ。県立病院の地方独立行政法人化に対してどういうことをやっているかというのと、執行部がそういうことを進めているにもかかわらず、沖縄県職員労働組合という名前で、敷地内でそういう反対とかというものを堂々とやるわけでしょう。そういうものも含めて認められるということになれば、何でもやってもよいということになりませんか。

○島田勉人事課長 職員団体については、地方公務員法の第52条で、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、またはその連合体ということで、当然その勤務状況の維持改善を図ることをまず目的として持っていて、そのための行動をするということが職員団体として定義されているわけです。ですから、その範囲内であれば可能だということですよ。

○照屋守之委員 維持改善と言っても、これは例えば、今の行財政改革の中で行われていることがありますよね。今回の議案でも企業局の問題がありますよ。民間委託。これもすぐ反対です。そのようなものも含めて、私が申し上げたい

のは、県民のために本当にどういう形がよいのかということ、真剣に組合も一緒に考えるものであればよいですよ。ところが、これは一方的にそういうそれぞれの立場とか、組合とか職員の立場で物事を考えては非常に困るのではないのと言いたいわけです。そういうものをすべてこういう形で条例で認められますよということになれば、これはどこにとってプラスになって、どこに不利益を与えるのかということになりませんか。今回の企業局の問題だってそうでしょう。行財政改革で、そういう形で県民のためにこういうものがよいということと言っても、民間企業は信用できないと職員、組合が言い出したらおかしいことになりませんかということですよ。今与えられた現状で、本当に組合も一緒にどういうものがよいのかをいろいろ選択してやるのであったら、これは組合も含めてどういう権利を与えてもよいですよ。これは一方的に片方だけのものを、政治的にもそのようになっていくのですから。そうではないの。いかがですか。

○兼島規総務部長 いずれにしても、この条例改正の趣旨は先ほど申し上げましたように、例えば団体交渉であるとか、ある面でその時間を付与するための条例改正でありますので、職員団体の先ほど申し上げた、職員のそういった福利厚生であるとか、職員の権利であるとか、そういったものを確保するための団体の活動に対して与えられた条例ということで御理解いただければと思います。

○照屋守之委員 言っておきますけれども、総務部長、知事も含めて、私はこれまでの職員の組合のありようと、今とこれからのありようというのは大幅に変えていかないといけないのではないかと思います。財源も非常に厳しいですよ。組合が言うような要求はできませんよ。そのときに一方的に執行する側だけで、責任を負っている側だけでそういうことを進めて、片方は要求するというだけでは話になりませんよ。沖縄県教職員組合も全く一緒ですよ。これは今の教育を、今の行政をどうやってよい方向につくっていくかということ、組合にも提言してもらって、執行する側もやってもらって、一緒につくってもらわないと。一方的に権利だけを主張するような、これまでの組合のありようではだめだと思います。ですのでそういうものも含めて、本当に県民のために、どの仕組みが一番よいのかという県民の視点でやる形でやっていかないと。こういう話し合いは組合とやっているのですか。どうですか。考え方は変わっていないのではないですか。

○兼島規総務部長 職員団体の一つの活動の背景といいますか、主流として、やはり職員団体としての給与の面であるとか、勤務環境であるとか、勤務条件であるとか、やはりそこらあたりの向上が職員団体の大きな柱だと思っています。その一環で確かに県政全体として、例えば職員団体の福利厚生をするにしても、なかなか県政の財源が乏しい中でどういう形でできるのかということについては、組合とも話し合いながらやっていくことが1つだと思います。もう一点は、今組合と一緒にやっているのは、やはり時間外勤務手当の縮減とかそういったものについても組合と一緒にやりながら、どういった形で行けるのかということも一生懸命やっていますし、もう一つはメンタルヘルスであるとか、そういった方々の復職支援です。このあたりについても、職員の健康管理という観点から一緒にやっていくと。できるだけそういう方向でやりながら、職員団体—その権利の主張等々もございますけれども、そこは県政の中で、やはり財源が乏しい中で、どういった工夫をしたらできるのかということも含めて検討しているところでございます。

○照屋守之委員 ですから今のように職員の負担も軽くしたいとか、勤務時間を短くするというのも含めて、行財政改革も含めて、今企業局が進めているああいう民間委託もそうなのですからけれども、片方から見ると今言っているような、そういう形になっていると思うわけ。ところがそうではないでしょう。組合はそうではないでしょう。そういう形でやろうとしてもそうならないでしょう。そういうことも含めて、しっかりと話し合いをして、こうですよということを県民にわかる形で、県議会にも説明できる形でやってもらわないと。今は一方的なことしか言っていないわけ。それを組合はどう受けとめているのかということになれば、全く逆のことをやっているわけ。この辺をきちんと、この条例も含めて整理しないとイケないのではないですかと言いたいのです。最後にどうぞ。

○兼島規総務部長 しっかりと条例の趣旨、それから地方公務員法の趣旨等々を踏まえながら、職員団体のほうにもそういう形で団体交渉、それから一緒になって協力できるものについてはしっかりと協力しながらやっていくということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今の件で私も労働運動やってきたほうですから、言われるほど衝突ばかり、けんかばかりしてきたという記憶がないもので、あれと思ったのですが、組合と当局というのは立場が違うし、お互いにそれを認め合って交渉しているわけだから、組合も要求が100%通るとは思っていないし、通る場合と通らない場合もある。あるいはお互いに話し合いをしながら接点を見い出してやる場合も一これがむしろ圧倒的に多いですよ。そういうことを踏まえながら話をしますけれども、そもそも団体交渉をするときに交渉できる範囲がありますよね。それを説明してください。その辺が混乱しているような気がします。何でもかんでもできるものではないでしょう。

○島田勉人事課長 先ほどもお話ししましたがけれども、給与や勤務時間等の勤務条件に関するものであります。ただし、当局の管理運営事項は除きます。

○新里米吉委員 今話があったように、職員団体は当局と交渉をするときには勤務条件に関する事とか、時には福利厚生も含めて話し合いをしているわけで、今話にあった管理運営事項に関する件などについては、お互いに話し合いをして、こうしたほうがよいのではないかということはあるけれども、最終的な詰め状況に来ることについては、これは管理運営事項でこれ以上は突っ込めないという部分があったりするわけで、ある一定の条件のもとで交渉しているわけで、恐らく今回のながら条例との関係を含めて、そこはそういう交渉ができる内容、そういったものに関しては勤務時間と同等の扱いをしていきたいと思いますということであって、選挙運動がこれに入るとかいうことは、これは交渉事項にもならないし一労働組合のそれぞれの活動としてあったとはしても、ここで言う当局側との関係で、当局が認められる範囲、範疇からは完全にずれていると思っっているのですが、どうですか。

○兼島規総務部長 先ほど申し上げた適法な交渉の範囲内での活動だということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第1号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第2号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 2ページをごらんください。

乙第2号議案沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、特殊勤務手当のうち、交通取締等手当外3種類の手当の支給要件または支給額を改めるとともに、外国勤務手当を新たに設けるために条例を改正するものであります。

なお、この条例は、平成23年4月1日より施行することとしております。

以上、乙第2号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 外国勤務手当を設ける必要があるという理由が述べられておりましたが、今回外国勤務手当を設ける必要があると至った理由について、そういう判断をした理由についてお答えいただけますか。

○兼島規総務部長 現在本県、海外事務所が3カ所ございます。上海事務所、それと香港、台北事務所があるわけですが、そこに勤務する職員は財団法人沖縄県産業振興公社に休職、出向した上で、同公社から給与が支給されているという現状です。また、当該給与相当額につきましては、県から補助金として同公社に支出しているという構図になっているわけです。今回こういう形で外国勤務手当を設ける背景は、公益法人等の派遣をめぐる社会情勢の変化というものがございまして、この背景の中には、派遣職員の人件費の支出方法に係る最高裁での判断が出ております。直接補助金という形で出して、そこから給与を支給することはまかりなりませんよと。給与については、県のほうから直接支給しなければならないという判例が出まして、その関係で言いますと、

今言ったルートで沖縄県産業振興公社に補助金という形で人件費を計上して、そこから海外事務所に勤めている職員についての給与が払われるということが判例に従いますとできなくなるものですから、それを改めるために、直接県のほうから支給するために、この外国勤務手当なるものを設けないと本人に直接支給できない事態に陥ったものですから、今回そういう手当を新設するということをございます。

○上里直司委員 現行では補助金で支出して、その公社から給与が支払われているとおっしゃっていましたが、そうすると、この条例が改正されますと、これは今外国勤務手当という形になっていますが、今言っている給与というものと外国勤務手当というのと同じ意味なのでしょうか。

○島田勉人事課長 給与という概念の中には給料と各種手当、これらを含めて給与と言っております。ですから外国勤務手当もその手当の一つになります。

○上里直司委員 つまり、給与という考え方の中に給料と手当があるというわけですね。ですから、私が今質問しているのは、給与イコール外国勤務手当なのかということをお尋ねしていて、給料そのものはどこからお支払いすることになるのですか。

○兼島規総務部長 給料そのものは、その職員の給料があるわけですから、直接沖縄県職員の給与に関する条例に基づいてその人の位置づけがされていますので、その給料はそのまま払います。ただほかの手当は一例えば、県内にいる方々ですと扶養手当であるとか、通勤手当であるとか、通常の手当があるわけですが、これは外国勤務なものですから、それに加えて外国にいるための手当というものがあるわけです。それについては、従来は沖縄県産業振興公社を通じて一括して補助金で出していたわけですが、今回新たに一外国にいるがための手当ですね。ほかの職員にはない手当。これを創設しないと、この職員にその手当が支給できないということに陥ったものですから、外国人のための、例えば在勤基本手当であるとか、指導教育手当であるとか、配偶者手当であるとか、そういったものが外国に勤務する職員に一例えば一番よい例は、外務省の職員が外国に行きますよね。そういったものについては、こういった手当があるわけです。その手当を今回、県の特殊勤務手当に位置づけして、それを支払おうということなんです。

○上里直司委員 現状を確認したいのですが、今裁判で違憲とされた、違法とされたという事件については、つまり外国勤務手当を補助金で充てるとということが不当だという判断だということなんですよ。わかりました。そこは給与そのものではなくて、勤務手当そのものがということなんですよ。

それに続けてこの条例の第51条で、「外国勤務手当は、職員（外国に駐在することを命ぜられた職員に限る。）」とあります。これを厳密に言うと、今発令がどういう状態で発令されているのか。その発令の状態とこの条例のそごはないのか、お尋ねいたします。

○島田勉人事課長 現在は沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づいて沖縄県産業振興公社に派遣していますから、その沖縄県産業振興公社の職員として海外事務所に行っているわけですね。それで次年度からは、沖縄県産業振興公社から県のほうに戻しまして、県職員として海外事務所に派遣するということです。ですから、給与についても直接県からお支払いするということです。

○上里直司委員 そうすると、これは条例が改正されると、発令そのものが沖縄県産業振興公社、例えば上海事務所に出向・派遣という形になるのですか。

○島田勉人事課長 今回、沖縄県産業振興公社とは関係がなくなるわけですので、例えば上海駐在事務所に事務所職員として任ずるといような発令になると思います。

○上里直司委員 現在、沖縄県産業振興公社を仲介して行っているのは、外国、特に中国などは県の事務所が持てないから、沖縄県産業振興公社の支店というか、事務所という形をとっているわけですよ。そうすると、その形態がこれも変わったし、中国での受け皿も県の事務所という形に位置づける形になるのですか。

○島田勉人事課長 あちらは県の事務所というわけではありませんので、職員の身分としては、県の職員でそのまま派遣するわけですが。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

（休憩中に、當間委員長から、質疑と答弁の内容に隔たりがあるので、

整理するよう執行部に指示があり、兼島総務部長が再答弁することとなった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 沖縄県産業振興公社が向こうの事務所で展開しているわけですが、県の海外事務所の駐在規定を設けまして、県の事務所の駐在という形での発令になります。

○**上里直司委員** そうでしたら、今条例改正に伴って一今条例ではないにせよ、駐在事務所になるのですか。駐在という形の発令になるということなんですか。

○**兼島規総務部長** そのとおりです。

○**上里直司委員** わかりました。整合性というか、条例の改正と実態が伴うかどうかを確認したかったので、理解しました。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 今回の条例改正に伴う外国勤務手当は、平成23年度の予算との関連も出てきますか。

○**島田勉人事課長** 今、額的にはその相当分も補助金で出しているものですが、予算的には組んでおりまして、次年度からは費目が変わるということです。

○**高嶺善伸委員** 先ほどの説明の中で、福州事務所については今回予定されていないということでありました。それで4年前に、仲里前議長が福建省に行ったときには、国賓級、大臣並みの大歓迎だったらしいです。福建省としてはそれだけ沖縄県を高く評価し、友好関係を進めようという気持ちのあらわれだったと思います。それは1997年に沖縄県と福建省の友好県省締結に関する議定書も結ばれて、それで友好関係を強化してきたところではありますが、先の予算特別委員会での議論で、福建・沖縄友好会館の沖縄の事務所を撤退すると。そこ

を民間に賃貸するという議論がなされたようですが、これは、今沖縄21世紀ビジョンで進めている基本理念と逆行するのではないかと。むしろ今からの沖縄の未来は、中国という市場が成長戦略になるのではないかと思います。600年余りの歴史を持った福建省と沖縄県の友好関係のシンボルである同会館の管理運営に県が完全に職員も置かない、撤退するという形では、私は県政のあり方に対する矛盾を感じるのです。特に平成23年度の予算で、そこにはもう駐在員は置かないという印象に聞こえるのですが、その辺についてはどうなりますか。

○兼島規総務部長 観光商工サイドからの答弁のほうは的確かもしれませんが、我がほうで福州事務所をある面で少し低減してやろうとしたのは、上海事務所を開設するときに、やはり事務所を開設する以上はもちろん福建省もカバーした形での上海事務所の位置づけだったのですけれども、まずは上海航路等々の開設が急務だったものですから、上海事務所を設けるためにはそこに特化した形でやろうということで、少ない資源の中でどう活用するかという議論をしまして、上海事務所を設けると。上海事務所のほうで福建省も含めてカバーしようという形で設けられた経緯がございます。その後福州事務所のほうにどういう形で駐在員を派遣していたのか、それについては私も答えられませんが、当初はそういう形でありました。今もう一つ目指すのは北京路線なんですね。中国から北京路線を展開しようということで、今北京のほうに事務所を設けるかどうか検討しているさなかです。そういった意味で言うと、福州事務所については、中国の需要開拓という観点からすると今上海、北京のほう優先なのかなというように、多分観光商工サイドは海外事務所の展開をそういう形で進めているかと思います。

○高嶺善伸委員 確かに皆さんの新沖縄県行財政改革プラン—いわゆる行革プランを見たら、海外事務所管理運営事業—福建・沖縄友好会館については、費用対効果の面から会館運営に係る委託料を廃止する—173万3000円とあるのです。これは費用対効果だけで、そういう中国福建省との友好関係を行財政改革で切り捨ててもいいのかなという感じがするのです。これについてはこれまでの経緯が不十分だったかもしれませんが、可能性として福建省とは余り需要や発展につながらなかったもので、そこを切って北京、上海に移るということが、私は国際社会の交流で本当に通るのかなと。相手国があることですよ。行革プランをつくったのは皆さんですよ。そういう意味では、知事もこの行革プランに載せるかどうか、記述の内容を含めて検討したいという答弁を去年の予

算特別委員会の総括質疑でやっています。そのことからすると、議員からの指摘があっても、行革プランどおり費用対効果で委託料を廃止すると。そして、今度の条例改正で海外駐在員について、日当相当の駐在派遣も予定しないということになると私はちょっと矛盾を感じるのですが。その辺は観光商工部の所管かもしれないが、行財政改革との関連で限られた財源をどうするかというプライオリティの問題だと思います。香港、上海への駐在員は考えておられるようだが、まずはぜひ歴史のある福建省とのつながりをつけながら、今まで何が不足だったのか。将来どういう可能性があるのか。そういった歴史認識に立ったら、万国津梁の精神というものを欠如してしまったらはいけないと思います。ぜひ今度の条例改正を審査する機会に皆さんも十分その辺を考えて、沖縄県産業振興公社及び観光商工部と連携して、友好関係というものを費用対効果だけで切り捨てるのではなくて、何か別の方法はないのか、改めて知事とも相談して、議会へ丁寧な説明ができるようにしていただけないでしょうか。

○兼島規総務部長 今回の意見につきましては、観光商工部等とも十分その話を申し上げながら、検討していきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 今回の改正ですけれども、それぞれの関係法令との関係、あるいは変化とか、そういうものがあってからの改正になっているのか。その辺を詳しくお聞かせください。

○兼島規総務部長 今回の改正で手当改正するのは交通取締等手当が1つです。もう一つは社会福祉手当の増額、範囲を広げる改正です。もう一つは潜水作業手当の改正という形になっています。もう一つは浄化処理作業手当というものがあります。あとは先ほど申し上げた外国勤務手当です—これは新設されるわけですが。交通取締等手当は、これは渉外事件を担当する通訳を行う職員を加えました。交通取締等手当というのは、事故が起こった場合、警察官が事故処理をすとか、交通取り締まりをするときに一道路上のものでありますから危険ということで、同手当が支給されているわけですが、昨今米軍人、軍属等々の交通事故が出てくると、やはり通訳官も一緒になって行かなければいけないものですから、そこに通訳官を加えるという改正です。もう一つは社会福祉手当は、これは児童相談所に勤務する児童心理司の処遇につきまして、

今では社会福祉士のみを支給されていたものを児童心理司まで広げようということでの改正—これは職員団体等々からも要求がございまして、その交渉結果で範囲を広げると同時に増額もするという手続でございます。もう一点は潜水作業手当を一これは状態が劣悪な水域における手当を加算するわけですけれども、普通は水産海洋研究センターであるとか、栽培漁業センターであるとか、そういった職員に手当が支給されているわけですね。例えば、船を持っていますので、その関係で言いますと魚礁等々の調査があるものですから、やはり潜水しなければいけないと。潜水の度合い、深度に応じて手当が加算されているわけで、そういう潜水作業手当があるわけですけれども、昨今のガープ川のはんらんのとときに、警察官がその潜水調査をしました。そのときの手当がなかったものですから、これを少し加えようということでの今回の改正ということがあります。あと最後の浄化処理作業手当というのは、これは下水道管理事務所の水質管理班の職員ですね。その職員が検査とか、汚泥等の化学試験をするものですから、そこの手当を加えようということで、これも職員団体との交渉等々を含めての結果でございます。以上です。

○山内末子委員 5つの手当の改正になってはいますが、ほかにもそういった形で特殊な勤務をしている職務で、こういった形で社会的な情勢によって変えていかなければならないというように、そういうことについてはまた今後もしっかりとやっていくという方向性は持っていますでしょうか。

○兼島規総務部長 もちろんこの特殊勤務手当というのは日々変化していくものですから、職員が不快に感じたり、過重に感じたり、そういったための手当でございますので、そういった職場環境等々しっかりと、また職員団体とも交渉をしながら、それから我々もしっかりと職場環境等々を調査をしながら、その都度改正の必要があれば改正するというところでございます。

○山内末子委員 今回の件もそうですけれども、今までなかったことがおかしかったのではないかと思うようなところですので、ぜひしっかりと専門性を生かせるように、その辺のところはよく考えて、また今後もよろしく願います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 4ページをごらんください。

乙第3号議案沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例は、県立中部病院に7対1看護体制を導入することなどに伴い、病院事業局の職員定数を85人ふやして、2496人とするため条例を改正するものであります。

以上、乙第3号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 沖縄県職員定数条例—いわゆる定数条例第2条中の2411人を2496人—85人の増員という提案ですが、85人の内訳、中身を伺いたいです。どういう職種なのか、全部看護師なのか。

○**武田智県立病院課長** 今回の定数条例の改正で、増員分として中部病院の7対1看護体制のために看護師93名を増員で、あとは減員分として事務事業の見直し等によって事務職や現業職で8名の減員です。差し引きで85名の定数増になっております。

○**新里米吉委員** そうすると、今の話で中部病院の7対1看護体制に向けて看護師93人をふやすということでしたが、今回のような—以前南部医療センター・こども医療センターのほうで7対1、今度は中部病院をとということで、こういう7対1看護体制にもっていく。そしてそのためにこれだけ看護師が必要で

あるというときに看護師の増を決める、定数を決めるのは、これは病院事業局なのですか、総務部なのですか、どちらですか。

○兼島規総務部長 まず定数条例を改正する際には、病院事業局のほうから総務部に対して、提供といいますか、要請といいますか、ここの部分の数をふやしたいということが出てきます。これは地方公営企業法の中で定められているわけですが、管理者は条例改正する等々の議案提出権がないものですから、知事に対してその分についての資料を提供することになります。それを受けて総務部としてはそれを是として今回一前回はそうですが、それについては是として、その分の増員を認めた形での定数条例の改正提案になりますので、最終的には、その定数の範囲内で職員を配置する、配置しないについては病院事業局の権限でございます。

○新里米吉委員 職員の定数を一対七看護体制でそれだけ必要だということで、それをふやして七対一看護体制にもっていこうと。民間病院でも七対一看護体制に動いているところがかかり出てきているという話ですし、県立病院もそういう方向に行かないと看護師が確保できないという声が随分聞かれておりますから、今後そういう方向に行かないと県立病院ももたないであろうし、また国の一補助といいますか、それも七対一看護体制のほうが十対一看護体制よりは補助が厚くなっているという話も聞いておりますから、その方向を目指していくのがよいだろうと思うのですが、県はその辺はどう考えていますか。

○兼島規総務部長 病院事業局、県立病院は再建途上でございます。再建期間中ということで、今一生懸命病院事業局の職員頑張っているわけです。その中で総務部一知事部局としても、再建についてはしっかりとチェックをしながら、再建に資するのであれば、その要求については認めましょうというのが姿勢です。病院事業局のほうでは、七対一看護体制の導入年度を決めてるわけですね。今年度は南部医療センター・こども医療センターをやりました。次年度は中部病院、平成24年度は北部病院、平成25年度に宮古病院、八重山病院というスケジュールを今病院事業局のほうは再建の中で組んでいるわけです。そのスケジュールに従って、今回は中部病院の七対一看護体制導入についての話があって、私どものほうとして一先ほど委員のほうからも話がありましたように、七対一看護体制にすると、診療報酬、それから職員の勤務環境の改善等々が見込まれて、また入院患者へのサービス向上にもつながるという形で試算しましたら、中部病院でもやはり1億8000万円程度の収支の改善が出てくるということを受

けて、それを私どもがチェックした上で、今回の定数増については病院の経営に資するという判断のもとに認めたということでございます。今後、北部病院、それから宮古病院、八重山病院につきましてはその要請に応じて、その年度ごとに判断しながら検討していきたいと思っています。

○新里米吉委員 問題は、中部病院で次年度から7対1看護体制をやって、その状況、成果も見ながら計画どおりに北部病院、そして宮古病院、八重山病院と7対1看護体制に移行していくという方向性であるということで考えていいのですか。

○兼島規総務部長 病院事業局はそういう計画でやるということです。

○新里米吉委員 病院事業局はそういう計画だし、県も一例えば、今南部医療センター・こども医療センターでやっている。今度は中部病院でやる。そういう状況も見ながら、病院事業局の計画があるということで先ほど話があったように、病院事業局からはその年度に一平成24年度、平成25年度に向けて、当然要請が出てきて、皆さんそれを受けて判断しないといけないですよ。そういう場合にも、それは状況を見ながら、先ほどの経営の安定化にも資するものであって、しかも最近ではそういう方向で看護師も一看護師がいなければ病院が成り立たないわけだから、看護師がどんどん民間に流れていったのではできないことはわかっているわけで、そこら辺は皆さんも前向きに検討していこうという姿勢があるのかということです。

○兼島規総務部長 経営に資するかどうか、その辺の一点で判断していきたいと思っております。

○新里米吉委員 これまで県全体もそうですが、外郭団体なども含めて話によると、病院事業局はいわゆる県立病院の臨任の採用があったわけですね。県立病院では業務応援臨時的任用看護師と呼んでいるという話ですが、この部分もないと実際の人数としては困るわけですよ。全部が、そこの部分も含めて正式採用になれば一番よいのしょうけれども、7対1看護体制にもっていくための看護師増は当然出てきて、それに増をしたとしても臨時的任用看護師一臨任看護師がいなくなったら、実際の7対1看護体制にはならないですよ。9対1看護体制になるのか、10対1看護体制になるのかというように、実態はそうなりかねない。そういうことで、今後臨任看護師をどうするのかという問

題がかなり心配されているようなのですが、これは継続雇用していく姿勢があるのかどうか。それは臨時的任用—臨任という場合にはいろいろあるでしょうけれども、例えば、当然産前休暇及び産後休暇—産休、病気休暇—病休、さらには職員が全員そのまま勤めていけばよいのだけれども、途中でやめたりする場合に正式採用ができればよいのですが、できない場合にはそういう対応をせざるを得ないとか、いろいろ想定されることが現状もあるはずなので、現在やっている臨時的任用職員—臨任職員については、これからも継続雇用していくのかどうか伺いたいです。

○兼島規総務部長 昨年の定数条例改正は117名の定数増を認めました。あの中には実を申し上げますと、南部医療センター・こども医療センターの7対1看護体制のための要員が65名ほどだったと記憶しています。そのほかには医師の確保の関係で増員を図りたいという病院事業局の要望があって、それを措置しました。もう一つは先ほど来あったように、臨任職員を何とか定数化してほしいという要望もあって、これは約30名であったと記憶していますけれども、それについても加味しながら我々として、知事部局として認めた経緯があります。そういった関係で言いますと、一定程度私どもは整理されたと思っていますけれども、病院事業局からそういった要望があって、正式に要望があれば、今後ともそういう形のものについては精査した上で、定数を上げることについてはやぶさかではございません。

○新里米吉委員 今回の93名の看護師の中に、7対1看護体制に向けての正式採用の看護師と、さらには今臨任になっている人たちも含めての93名なのか。これはどうなんですか。

○武田智県立病院課長 今回の中部病院のものは、ICUとかその他特殊病床を除いて—いわゆる一般病棟と言われておりますけれども、その病床数からはじき出した必要数で、全部正職員で93名が必要ということになっています。

○新里米吉委員 93名いれば—今までの10対1看護体制を7対1看護体制にした増の分と、今まで正式採用ではなくて、臨任でやっていた人たちも含めたその分も正式採用にするのだと。臨任でやっていた人たちも正式採用、10対1看護体制を7対1看護体制にする増も含めての93名ということですか、今の話は。それを聞いているのです。

○武田智県立病院課長 93名の正職員を増員すれば、中部病院の7対1看護体制ができるということです。

○新里米吉委員 もっとわかりやすく言えば、93名の増を図れば、臨任職員は要らないと。

○武田智県立病院課長 県立病院での一番の課題は、育児休業取得者とか、病休者もいらっしゃるけれども、その辺の補充の職員がなかなか確保できないということで、この辺で臨任職員を充てるわけです。その確保が一番の課題で、病院事業局としてはいろいろな就職の募集イベントとか、ジャスコとかいろいろなところで潜在看護師の発掘とか、その辺に今取り組んでいるところがあります。

○新里米吉委員 93名の増を図ると同時に、状況によっては必要に応じて臨任職員も確保しなければならないと理解しないとおかしいと思うのだけれども、それでよいですか。

○武田智県立病院課長 そのとおりです

○兼島規総務部長 補足しますけれども、臨任職員というのは定数の中にカウントされていないという理解をされると困るのですけれども、臨任職員というのはもう定数の中に入っているのです。例えば産休代替—だれか産休で休むとします。そうすると、その人はもちろん定数の中にカウントされているわけですが、それにかわる臨任職員が入ってきた場合、これはその人にかわる職員ですから、すでに定数の範囲内でカウントされていて、かわりに入ってくるだけということなので、定数外で臨任職員を採用しているわけではないのです。そこを少し御理解をいただければと思います。

○新里米吉委員 これは現在、全部臨任職員はそうなっているわけですか。本来に。

○兼島規総務部長 総務部サイドではそうなっていると理解しています。

○新里米吉委員 定数内臨任職員から、場合によっては定数外臨任職員まであるのではないかと思うのですが、それは何かというと、私も外郭団体に勤めて

いたことがあって、むしろ県の要綱みたいな外郭団体とか、そういうものがあったのではないかと思うのだけれども一今から10数年前に読んでいるので、記憶がはっきりとはしないのだけれども、そういった臨任職員については3年内ということで、採用するときには3年経過したら終わりですよという説明をしておかないといけないということがあったんだよね。それは恐らく今も継続しているのではないかと思うし、知事部局も外郭団体と同じ対応をしていると思うのですけれども、それがすべて定数内臨任だとはとても思えないし、一定の人数を抱えていたわけだから、そういう意味では、現在も果たして全部がそうなのか一ほかに嘱託職員があったり、非常勤職員があったりいろいろあるわけで、そういうことも含めて外郭団体も一恐らく病院事業局も人数は成り立っているのであって、本当に正職員だけで成り立つのかどうか。これは市町村も含めて、我々お互いわかると思うのだが、かなりの人数を抱えているわけですよ。県も相当抱えているのではないですか。ですからこれが全部本当に1年間勤めて、これが病休や育休で本当にこんなに沢山必要なのかと。そんなに沢山いるのですかと。実態は違うのではないですか。それを3年間で切りながらであっても、6カ月ともう一回の更新でしょう。ところが、実際にはこれを切ったりしながら継続して、実態は3年間ぐらいいは置いているわけでしょう。そういう実態があって、実際そういう3年間もいるということは、今おっしゃるように定数内で3年間もやっているとは、ちょっと実態からすると一地方公務員法上の問題もあって言いたくないのだろうけれども、今のところはそういうことを含めて職員の数がなくて、病院経営も成り立たない状況、職員数も確保できない状況とかあると思うので、形式的な話ではなくて実態的な話もしていかなないと。そうしたら93名ふやしましたと。今のような話でやると、7対1看護体制はもちません。7対1看護体制を導入できるような現在いる職員が外れましたと。総数は余り変わりませんでしたと。そうだったら同じ10対1看護体制になってしまうのではないですか。それを無理して7対1看護体制にしたら、休床する病床をふやさなければ7対1看護体制にならないでしょう。このことがちょっと気になっているのですが。総務部長は形式的な話にしかならないから、今は総務部長の答弁はいいです。

○武田智県立病院課長 病院事業局の臨任職員なのですけれども、基本的には地方公務員の育児休業に関する法律があって、それでは育児休業に伴う代替職員については任期付き採用です。あとは臨時的任用で採用することができるということです。病院事業局でもそのような形態で採用を図っているところがあります。ただし、委員が言われるとおり、一時的な業務増に対してその都度臨

時の職を設けて、1年を超えない範囲で置いている実態はあります。

○新里米吉委員　そういう実態が本当は知事部局にもあるけれども一総務部長の口からは言えないであろうから、外郭団体やあるいは病院事業局でもいろいろあるでしょうから、そういうものを継続していかないと、実態の人数は7対1看護体制ができる体制をつくれな。93名をふやしたからこれでもうすべて終わりではなくて、現在も行われているものが継続されていかないと、臨任職員等必要な人数を確保していくという姿勢がないと、形式的な論議で形式的な人事の配置をしていくと実態が伴わないということになると思うので、ここは7対1看護体制がしっかりとできる、休床せずにできるという姿勢が必要だと思うのですが、どうですか。

○武田智県立病院課長　確かに育休者の代替職員の確保が一番の課題でありますので、その辺は病院事業局としては全力で取り組んでいきたいと考えております。現在、いろいろな募集のイベントとかやっています、ナースバンクとか、派遣とかも活用しております、そういったこともやっていて、その確保に全力を尽くしているところであります。

○新里米吉委員　確認しますが、育休は当然ですよ。それ以外にもまたいろいろ派遣とか、いろいろどうしてもその体制を確保していくためには必要な措置はとると。7対1看護体制を今回本気になってやっていくと。休床をつくらずにやっていくと。むしろ現在でも休床はあるわけだから、もっと人数をふやして、休床の数を減らしていくことも大事だと思うので、そこら辺の姿勢をしっかりと持っていくということ、まず病院事業局に確認したいと思います。

○武田智県立病院課長　現在52床が休床していますけれども、それ以外のものは休床せずに、7対1看護体制に全力で取り組んでいきたいと考えております。

○新里米吉委員　総務部長、今話を聞かれたと思うのですが、そこら辺は総務部としても理解して、そういう方向で今後も対応していくという姿勢はありますか。

○兼島規総務部長　先ほどの経営に資するという観点から、しっかりとチェックをすることが大事だと思っております。そういった意味で言いますと、7対1看護体制一現時点では黒字になる。中部病院も黒字になる。南部医療センタ

一・こども医療センターも去年の実績で黒字になったという背景はあります。ただ、本会議でも少し申し上げましたけれども、経営については、やはり人件費比率というものが大きくなるのかかかってくるかと思えます。黒字になっている病院等、全国の病院などは人件費比率が50%台なのです。今、県立病院は60%台で推移しています。このあたりが後年度一現時点では、確かに診療報酬等々の絡みもあって、採用される職員も若いですから、看護師の方が若いですから、その給与がそんなに圧迫しないということがあろうかと思えますけれども、これが10年、15年してくると、今の給与体系で果たして大丈夫なのか等々を含めて、そこは病院事業局のほうでしっかりと精査しながら、人件費比率を抑制するような方法にしっかりと取り組まれるのであれば、我々としてもそれを検討しながら精査した上で、これは経営に資するという判断があれば7対1看護体制についても進めていきたいと思っています。

○新里米吉委員 病院事業局も総務部も7対1看護体制をしっかりと進めていくと。基本的には進めていくということと、それと臨任職員や、あるいは派遣等も含めて必要な人数は確保する努力をしていくということと、今休床になっているものもできるだけ解消して、使っていけるよう努力もしていくと。それと今回は中部病院だけだが、今後北部病院、宮古病院、八重山病院にも広げていく。それについても前向きに取り組むということは今までの質疑応答で確認したと思っているのですが、病院事業局、それでよいですか。

○武田智県立病院課長 急性期病院として、7対1看護体制が望ましいということは当然だと認識しております。ただ一方で経営的なことも考える必要があるものですから、南部医療センター・こども医療センター、あと中部病院で4月から実施されますけれども、その辺の実施状況も見ながら、効果とかも見ながら検討していきたいと考えております。

○新里米吉委員 総務部長の意向はどうですか。

○兼島規総務部長 病院事業局から定数増の要求がございましたら、先ほど言いました観点で、経営に資するかどうか、将来も含めてそれについて精査した上で認めていきたいと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 今東日本大震災が起こっていますけれども、やはり県立病院とかその役割、それから合併で職員が減っている問題とか、さまざまなこれまでの民間委託、行財政改革に伴う切り捨て—私たちはその大きな弊害が如実に出ているのではないかと思っています。そういう意味では、本当に県立病院、公的病院をしっかりと支えていくことが大事になっているということで、改めて行財政改革は何のための行財政改革なのかという面では、地方自治法の住民の福祉、暮らしを守るというこの原点を忘れると、そのしっぺ返しで大変なことになるなどあの震災の状況を見て思いますけれども、まず総務部長はどういう感想でしょうか。

○兼島規総務部長 確かに離島を抱えている沖縄県の医療事情等々を含めて、県立病院の果たす役割は大きなものがあるかと思っています。とりわけ、離島医療の維持については、やはり県立病院が果たさなければなかなか代替するところもございませんので、しっかりとそれをやるということが基本だと思っています。

○前田政明委員 有人離島を含めて、こういう沖縄と同じような状況の県立病院というものはありますか。

○兼島規総務部長 これだけ離島を抱えていながら、県立病院をやっている県はほかにはなかろうかと思います。

○前田政明委員 島嶼県としてすべてのものにかかわりますけれども、交通費の問題とか、いろいろ含めて人的な配置がなかなか—社会的基盤といいますか、ひとしく国民が受けるナショナルミニマムがどうなのかという点では、特に労働集約型の病院事業、しかし離島にまたがっていて、すべての県民が日本国民として、ひとしく医療を受けるということが前提だと思っています。そうすると、やはり診療所とかその他小さいところで採算性が合わないとなれば、人を廃止しなければいけないと。そういう面で、先ほどの人件費比率の問題なのですが、これはどこと比べて—いわゆる今の沖縄のような有人離島を抱えているところはないと。そうすると、結局は診療所その他を含めた人的な配置をしなければいけませんよね。そうすると先ほどの人件費比率が60%を超えているというのは数字的な問題なのだけれども、實際上、県民の命を守るという点で私は不十分だと思っています。今のは後で聞きますけれども、そういう面で現場の

状況からしたら、先ほど総務部長が言った人件費比率が60%を超えている、ほかは50%台だという比較はどことやっているのですか。

○兼島規総務部長 これは全国の地方公営企業年鑑等を参考にしながら、都道府県の平均であるとか、それから先ほど申し上げました黒字病院等々との比較でございます。

○前田政明委員 ですから、過疎はあるとしても、陸続きであるという場合の手の打ち方と、沖縄みたいに島々が離れていて、どうしても診療所を結びつけないといけないところ—診療所との関係での情報収集、緊急搬送等そういう点で私は比較になるところはないと思うのです。沖縄県は米軍占領下にあったということもあって、自治体病院というのは那覇市立病院だけですよね。公立久米島病院は—私は沖縄県離島医療組合議会でも議員をやりましたけれども、いろいろ問題はありますよ、一部事務組合ということで。そういう面では、その数字ではなくて、本当に沖縄県民の命を守る、その拠点としてやはり県立病院を中心に公的医療を守ろうと。そのかなめが—米国のよい面も含めて、中部病院の研修制度とかに引き継がれていると思います。そこで総務部長、沖縄県のそういう地理的、歴史的な必然的なあり方として、ある面ではマイナス面だけでも、そういう経済的負担—自治体が負担せざるを得ないような状況になっているところをしっかりと踏まえることが、僕は県政として大変大事なことだと思いますけれども、どうですか。

○兼島規総務部長 確かに私どももこういった精査をするときに、単純に黒字の病院は50%台、赤字のほう—今県立病院は60%台という形で比較している一つの基準がありますけれども、確かにそういう点では宮古病院、八重山病院、それから北部病院は入るかもしれません。今の時点でも、多分病院事業局で試算するとこれは赤字です。宮古病院、八重山病院で7対1看護体制を入れたとしても赤字なのです。なぜかと言いますと、その部分で人材確保の観点から特勤手当であるとか、そういった離島であるがゆえの手当があるわけです。そういった形でやりますと、やはりどうしても赤字になるところがあるかと思っております。その部分を加味しながらでも、やはり何とか給与の抑制をしないと—ある面で中部病院、南部医療センター・こども医療センターで相当程度をカバーしないと病院事業局そのものが成り立たなくなりますので、そのあたりのことを言っているわけです。何も単純に比較しようとは思っていません。そのあたりの—沖縄県の特殊性を先ほど来申し上げましたように、離島医

療を守ることが基本だと申し上げました。その点を加味しながらの考え方になるかと思っています。

○前田政明委員 私は本当に沖縄県の財政は大変だと思います。そして、やはり全国と比べて医療行政も大変だと思います。けれども、病院事業にあっては1病床当たり一本当に病院を運営をするための基準というのは、1病床当たりどれだけの繰り入れといいますか、それが基準になっている。それは財政力等は別にしても、そういう面で前提としては、やはり離島にいて、心筋梗塞やその他が起こっても、本当は同じように命が救われないといけないというところに責任があるということで、そういうところを踏まえて見た場合に一確かに財政的には大変だと思います。けれども、これは全国と比較することができないのです。要するに赤字だったらつぶしていいのかと。赤字だったら全部切っていくという形になるとそれはいけないし、そういう面では、病院というのは総合的にすべての診療科目やその他が必要だと思うし、そういう面で僕は位置づけをやはり明確にしていかないと一政府なりも含めて。そういう形で全国的な比較をして、本当にそうなる沖縄が成り立たないと思います。言いたいことは、県民が安心して、すべての離島で那覇市にいる人と同じような医療が受けられることを保障するんだと。そのことによって、みんなが安心して経済的にも繁栄するという一大変厳しいところなのだけれども、そこをまず行政の柱に据えて、いわゆるいろいろな足りない面を含めて、それなりの行財政改革が必要だと思いますけれども、私はそのところが非常に心配です。どうなんですか。

○兼島規総務部長 先ほど申し上げましたとおり、やはり離島のほうについてもユニバーサルサービスはしっかりと同一に、沖縄本島と同じような形のユニバーサルサービスを受けるということが、県の基本的な考え方でございますのでそこを基本にしながら、なおかつ病院事業局のある面で努力といいますか、その経営努力についてもしっかりとチェックしながら、検討していくということが方針だと思います。

○前田政明委員 私は以前国頭村の旧県立安田診療所の問題を随分取り上げてきましたけれども、あれも結局エコツアー含めた旅行商品を旅行社その他がやると、そのときに診療所はありますか、病院はありますかということが前提で、それがないと来ないと言うのですよ。修学旅行も含めて。そういう面でどうしても必要なのです。与那国町も含めて一テレビドラマにも出ましたけれども、

いずれにしろそういう診療所がないと、これからの観光産業、そして本当に離島に安心して行こうという場合も、これは診療所がなければ、やはり子供や観光客の命が安全である保障がないということになれば、これは当然衰退するわけですよ。ですから私が言いたいことは、やはり沖縄21世紀ビジョンをやる場合でも、そのかなめは沖縄はどこに行っても安心なんだと。そして中部病院や南部医療センター・こども医療センター含めて救急医療体制もできている、搬送体制もできているというセーフティーネットがあることがやはり大事ではないかと。これが一度崩れると取り返しがつかないという意味では、行財政改革の中でも質が違うのではないかと。全国と比較することはないのではないかと。沖縄県がつくってきた大事な財産は、お金がかかっても赤字—とは言っても必要な赤字もあります。それが私は県立病院に税金が投入されても、これは県民がこんな無駄遣いをするのかとは言わない大事な分野ではないかと思えます。どうですか。

○兼島規総務部長 確かに地域の医療、地域の住民の健康を守るためにも医療施設が必要ですが、また観光産業を推進する上でも、確かにおっしゃるように、外国人の方々が来るときには安心、安全な面が第一でございますので、そういった面からの充実が必要だと思っております。もう一点、新沖縄県行財政改革プランの中で先ほど申し上げておりますけれども、実を言いますと、私も新沖縄県行財政改革プランをつくったときに、定員適正化実施計画というのがございますが、その計画から病院事業局は外しています。そういった意味で言いますと、今簡単に削減するというわけにはいきません。特にとりわけ看護師等々ですね。もちろん事務職員であるとか、そういったものについては一定の削減を求めていきますけれども、そういった看護師等については、ある面ではそばにおいてしっかりとやろうと。経営に資するのであれば、黒字になるのであれば、それはよしという観点から—そういう形の配慮もしておりますので、そういった観点から進めていきます。

○前田政明委員 僕はこれはよい変化だと思います。以前の行財政改革は、地方公営企業法の全部適用の場合も、その繰入金を減らしたいという言葉があったのですよ。それはいかななものかということでこれを改めさせた。そして県立病院の地方独立行政法人化という動きが出た中で、改めて県立病院は何のためにあるのか、そして沖縄の県立病院はどうつくられてきたのか、そこを現場の医療関係者が誇りを持って頑張って訴えた。そしてやはり至らない点はこれは直そう、経営合理化もやろうという県民世論の中で、やはり県が変

化してきて……。僕は何度も一般会計からの繰り入れは全国最下位ではないかとやりましたよ。そういう面では84億円を繰り入れられて、経営健全化の方向にいくと。ただしそのときに医師1人当たり医業収益の比較の問題とか、看護師1人当たりの問題、そういう面で研修医も入っているとか、そういう面で医師のやる気がなくなるとか、それから医師の勤務手当の問題。そういう面で定数条例の改正はできないと福祉保健部長が言っていたものを、私は何を言っているかということで返ってきたのは我々県民の世論なのです。これはよいことなんです。そういうことで行財政改革の中でも—それはただ皆さんがやったということではなくて、この県民運動の中でやはり県立病院の果たしている役割は何なのかということで、大きな支持が得られて変わってきたと思いますけれども、どうなんですか。

○兼島規総務部長 いろいろな観点から先ほど申し上げましたように、ただ削減するとか、定数を減らすだけではございません。行財政改革については、必要などころのほうにはしっかりと手当てをするということを基本にしながらやっていった結果だと思えます。

○前田政明委員 私はこのように定数条例の改正が出てきたということを非常に高く評価します。以前はこれはできない、採算性も合わないし、このような財政状況の中でできるわけがないと言っていた部長もいた。本会議でも論戦した。私たちはそれぞれ超党派で、議員の有志で島根県の病院長をお呼びして、そして沖縄の県立病院というのは全国的にもすごいのだと。このような財産は失ってはいけないという努力もしてきましたよ。その中で皆さんもそれを受け入れて、定数条例を変えようという流れになったのです。私が言いたいのは—そこはどうか言いませんけれども、そういう形でやはり県立病院の重要さというのがわかってきた。全国にあるようなたらい回しというものがないと。やはり命の最後のとりでは県立病院だと。民間で救急医療をやっているところも、最後は県立病院があるから何とか自分たちが救急医療をできるのだということが深まってきたのですよ。私はそれを否定しません。さらにそういうことを乗り越えるためには何なのかということが各委員から出ている問題だと思えます。今度の定数条例の見直しも大変よいことだと思うのだけれども、それだけで果たしてよいのかということが今出ていると思えます。ですから、先ほどからお聞きしたいのは臨任職員の状況—今、定数内臨任職員を含めて何名いるのか、そこを教えてください。

○武田智県立病院課長 看護師の臨任職員は94名います。

○前田政明委員 私も文教厚生委員会委員から外れて、もう3年ぐらいになるのであれですけれども、先ほどの育休一本会議や予算特別委員会でもやっていたけれども、県立病院における年間平均の育休は、大体何名になっているのですか。

○武田智県立病院課長 平成23年1月1日現在で74名ですけれども、大体年間を通して70名少し超えるかと思います。

○前田政明委員 前に現場からの看護師やその他の要望ということで昔は400名を超えたと思うのですけれども、定数増の要求として上がっている1つの資料として、北部病院が69名、中部病院が123名、南部医療センター・こども医療センターが29名、宮古病院が60名、八重山病院が80名、精和病院が2名、合わせて363名という平成23年度定数増要求というものがあるのですけれども、これはどういう状況なのでしょうか。

○武田智県立病院課長 これは病院事業局が実施した平成23年度の組織定数調査一毎年やっておりますけれども、その中で各病院から7対1看護体制の導入とか、そういった理由から363人の増員要望がありました。ただし、病院事業局としては、人をふやせば診療報酬加算で収益がふえる反面、採用することによる人件費の増嵩があります。病院事業局としては、その辺の収支のバランスを考えながら定数は検討していく必要があると考えております。

○前田政明委員 先ほど言った休床が52床ですか。私はそれを補う、それを埋めることが非常に必要だと思うのですけれども、今度のものはこの52床の病床閉鎖をなくせる増員も含めて入っているのですか。

○武田智県立病院課長 中部病院の7対1看護体制の導入については、52床の休床は含まれていません。これは中部病院とも十分に調整をしたのですけれども、現時点では52床の再開は難しいということで、今回これは入れておりません。

○前田政明委員 これは看護師の確保が難しいから、病床の再開は難しいということですよ。

○武田智県立病院課長 そのとおりです。

○前田政明委員 なぜ看護師の確保が難しいのですか。

○武田智県立病院課長 看護師のほうは全国的にも不足しているということで、その辺からも看護師の確保は非常に厳しいものがあると。さらに中部病院について言えば52床を今休床していますけれども、93名をふやすためにはいろいろ更衣室とか、勤務環境の整備が必要になって、この52床の一部をそこで活用するとか、いろいろ病院のスペースの問題もあります。

○前田政明委員 非常に採用しづらいのも、身分が不安定で1年とか、半年とか、嘱託職員とかでは難しくて、身分の保障がしっかりとできていない中で来てくれということは難しいという訴えもあるのですけれども、それについてはどうなんですか。

○武田智県立病院課長 病院の職員、嘱託職員の中には、育児、介護とかで日中の8時間だけやりたいという方もいらっしゃいます。最近では、子供を迎えに行くなどで6時間しか働けないという場合にも柔軟に対応していて、要望によってそういった勤務体系をとっている例はあります。

○前田政明委員 今度の定数条例の改正は大変評価します。ただし、先ほど言いました現場の状況からすると、300名を超えて要望があるというのは事実だと思います。先ほどの休床52床の再開の問題でもなかなかいろいろ言っていますけれども、身分が不安定では一本当は定数をふやして、その分きちんとできるのならばこれを確保できるけれども、先ほど言った細切れでやるという今の状況の中ではなかなか難しいと。しかし今の救急救命を含めて、当面7対1看護体制にしないとたないという状況もあると思います。本当に先ほど言ったように失ってはならない、つぶしてしまうと元に戻りませんので、そういう面では、先ほど総務部長が採算性も考慮しながら、きちんとした合理的な理由その他があれば、当然これは前向きに検討していくという答弁をされていましたが、私はそこを改めて確認したいと思いますけれども、よろしいですか。

○兼島規総務部長 基本的に離島の病院等々をしっかりと守るという立場から、そういうことも加味しながら検討していきたいと思っています。

○前田政明委員 本当に全国に例がない一島嶼県、それで有人離島含めてある中で、私は人件費の問題で一要するに県立病院の中で人件費比率が60%台だから云々ということで、東京とかその他いろいろなところのものと一律に、自治体病院の平均でやるようなことは、本当は正確ではないのではないかと。やはり沖縄というこの地理的状況の中で、やはり人件費がいろいろなところで出ていかざるを得ない状況があるわけですね。そのところはしっかりと国にも求めて、離島・僻地の医療を確保するために、きちんとした財政的措置をやるべきではないのかという進言もしながら頑張っていたきたいと。

本当に改めて地震の状況を見て、私はやはり合併によって、3000余りの市町村があったものが1000幾つかの市町村になって、今まで役場の職員がみんなの顔をわかってやっていたと。阪神・淡路大震災のテレビもやっていたけれども、前と違って職員が減らされて、阪神・淡路大震災のときのような対応ができないと。そういうものもテレビで特集されていて、改めて私は一総務部の範疇ではありませんけれども、公務員が多いとか、ヨーロッパやその他に比較しても全然違うし、やはり一番安心できるような公的役割を果たす公務員の役割は大きいと思います。特にとりわけ県立病院としてこの医療が厳しい中で、沖縄県民の命を守るのだという意味で、公務員としての誇りを持って仕事をしている。それを非公務員化の地方独立行政法人化などの流れに行くと、私は主な方々はほとんどやめていくような、民間のほうに行ってしまうような、そういう状況にしてはいけないと思うし、そういうシグナルは決して送ってはいけないと。そういう面で先ほどの総務部長を含めて、行財政改革は単なる数字ではないということがありましたので、ぜひとも県民の命を守るとりでの県立病院を守ってほしいですし、病院事業局も現場を含めて頑張っていることは高く評価しますし、この定数条例についても、やはり必要なことがあれば、6月含めた新年度中にもふやして、病院を守ることが望ましいのではないかと思います。意見として述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この定数条例の改正ですね、私は一個人的にはいろいろ不安もおありでしょうけれども、300%ぐらい評価しています。よくぞやったという思いですね。先ほど総務部長からもあったように、知事部局が行財政改革の中でそういう定数の枠を当てはめたにもかかわらず、病院事業局はそのままに

してこういうことができるというのは、これは非常にすごい覚悟と決断だと思います。ただし、現場から363名の要求がある。病院事業局、これは現場の職員、病院事業局長、病院長も含めて、この病院事業局の実態はわかっているのですか。わかっていてこのような要求が堂々として出て、議論がなされるのですか。どうですか。これを説明してください。

○武田智県立病院課長 先ほど御説明しましたとおり、全病院から7対1看護体制の導入とか、そういったものを含めての要求がありましたけれども、私どもとしては、今回は中部病院の7対1看護体制を一看護の質の向上とか職員の勤務状況の緩和、あとは収支を改善すると。そういうことで私どもとしては、総務部に中部病院の7対1看護体制に限定して改正依頼をしたところであります。

○照屋守之委員 冒頭にも言ったように、これは総務部一知事部局も今の病院事業について、しっかりと3年で再建しましょうと。これだけの赤字を抱えて、病院事業局も含めて今のままでは立ち行かないという覚悟を決めて、85億円というお金を入れているわけでしょう。今は再建中ですよ。病院の職員もこの実態をよくわかっていると思います。これは極端な言い方をすれば、県民の命と医療を守るということであれば、経営形態については県民はどちらでもよいのですよ。これをそのまま県立としてやろうということを一私はいろいろ予算特別委員会等と言っているのだけれども、そのまま県立でやろうとするには、そこで働いている病院の職員が自分たちのプライドを持って、経営再建も一緒にやっていきましょうという覚悟を決めないと、これは絶対に成り立ちませんよ。こういう実態がある中で、まだ職員がその程度の意識を持っているということからすると一確かに3年のうちに経営改善はやりましたよ。でも、85億円を入れての話でしょう。3年後は戻るんだから、そうでしょう。ですから、こういう実態がある中で、まだこんなに余裕があって職員も一先ほどから言っているように、労働組合は要求ばかりすればよいのかという話をしたいわけよ。実態はどうなのかということと一緒に考えていかないと、第三者のそういう議論の中では話になりませんということです。ですから、総務部長は先ほども言ったように、今の沖縄県の置かれている状況はこういう状況ですよと。ほかの部署もあってもうふやせませんよと。皆さん方病院事業局は特別ですよという経緯も含めて、きちんと整理してこういう議案をつくっているのか。どうなんですか。この辺もきちんと説明していますか。

○兼島規総務部長 病院事業局には、直接そういった新沖縄県行財政改革プランの中での定員適正化実施計画はこういうことですよという説明はしておりません。向こうから上がってきた定数に対して、経営の視点からしっかりと検証した上での定数増を認めて、今回の定数条例の改正ということでございます。

○照屋守之委員 私は総務部長にも言いました。久田総務統括監にも言いました。7対1看護体制は今やるべきだよと言いましたよ。皆さん方からすると、そういう経営も含めていろいろ不安はありますよね。ただ、この流れは県民の側からすると必要だと。地方独立行政法人那覇市立病院は平成18年からやっていませんか。那覇市立病院は7対1看護体制の導入はいつからやっていきますか。

○武田智県立病院課長 那覇市立病院は地方独立行政法人化したときでやったと思うのですけれども、ただ、実施時期は少しずれたとかと思います。平成20年—3年前です。

○照屋守之委員 私は、県立病院の経営に非常に責任を感じているのです。私は県議会議員として責任を感じているわけです。今2期目です。これはずっと営々としてこういう経営が続いてきているわけでしょう。これは病院事業局も、執行部もそうだけれども、我々も共同責任があるわけですよね。ですから何とかしたいという思いが非常に強いわけですよ。本質的にどうあるべきかということを考えているわけですよ。ですから、7対1看護体制は診療報酬の加算もあって、これがプラスになっていく。看護師の負担も軽くなっていくということも考えて、これは経営形態がどうであれ今やるべきだという覚悟を私も決めましたわけです。ですからこれはきちんとやってほしいということで、こういう議案が上がって非常に喜んでます。それで、4月1日から施行なのだけれども、時間的なそういうものもありますよね。もしこれが可決された場合には、いつまでにこういう体制がとれるのですか。

○武田智県立病院課長 中部病院の体制は4月から人員を配置しますが、1カ月間の実績を見る必要があって、診療報酬加算の届けは5月からとなる予定です。5月からは実施できます。

○照屋守之委員 いや、これはもう準備していて、この体制は4月1日からスタートできる形はとれているのですか。

○武田智県立病院課長 7対1看護体制を実施できるように、今配置を考えております。

○照屋守之委員 あわせて病院事業局にしっかりと確認しておきたいのは、再建中ということもあって、我々もまだ3年間でその推移を見て、今数字的にどうのこうのというものが上がっていますけれども一よくなっているけれども、まだ100%信用できませんよ。このままで行けるとは思っていませんよ。85億円を特別に繰り入れての経営でしょう。それと、3年間そういうせっぱ詰まって職員の方々が頑張りますよ。しかし、その前に何十年そういう公務員経営をしてきましたかという話ですよ。これは3年間で、本当にそういうものが変われますかという話なのです。そういうことも含めて考えると、一時的にそういう数字的なつじつまが合っているけれども、これから先はどうなるのですかというのは不安なのです。非常に不安。ましてやそういう形で400名近くの要求を平気を出すような組織であったら、なお信用できない。なぜあなた方もっとしっかりとやらないといけないのに—我々はこれだけバックアップするのに、なぜあなた方がそういう状況なのということですよ。あなた方がそういう考え方だったら、それはやりようがあるのではないですかという一抹の不安もあるわけです。ですから総務部長も含めて、そういう今の病院事業局の取り組み、そういうものも含めて一抹の不安があるからではないかなという思いを私は察しています。ですから、そういう中での7対1看護体制—思い切った対応ですから、やはり病院事業局もさらなる覚悟を決める。病院事業局長だけではないですよ。各病院長も覚悟は決まっています。問題は末端ですよ—。本当にそういう覚悟を決めてやっていくのか。県立病院として、本当に県の職員としてやっていくのかという覚悟と、一つ一つ自分たちの実践が必要なんでしょう。口で言っても、要求ばかりしていても何の話にもならない。ですから、そういう面がこれからは問われていく。これは理屈ではないですからね。県民もそうであったら、どうでもいいのではないですかという話になるわけです。病院の職員含めて一緒にそういうものをやっていたら、県民も、我々も後押しするわけです。実態がわかっているから。努力しなければ我々も引いていきますよ、どうしますかと。そういうことも含めて、この7対1看護体制の導入はどちらも覚悟を決めてやらないといけない—県議会もそうですよ。我々も意思決定しますから。徹底的にそういうものは一本当に県の病院事業のありようがどういうものなのか、県民医療がどうなのか、この経営体制でいいのか、どういう形態でいいのかという議論は、やはり真剣にやらないといけないと思います。知事部局も85名の増員を認めるというその覚悟というか、知事の思いも含めてどうですか。

○兼島規総務部長　まずは県立病院の果たしている役割、実績等々を含めてしっかりと我々は評価しているわけです。これが成り立つ仕組みは何なのかということが、我々の検討の1点でございます。これは確かに経営形態の問題もいろいろありますけれども、まさしく公営企業としてしっかりと成り立っていくかどうかというところが1点ございますので、その観点から確かにおっしゃるように、今回7対1看護体制一病院事業局の要望を丸々認める形となりましたけれども、やはり経営再建の途上でありますから、それがしっかりと経営再建に資すると、将来も含めて成り立っていくという観点を含めて今回の増員の話になっていきますので、今後ともそういったことも含めて、しっかりと検証しながら病院事業局の再建をサポートしていきたいと思っております。

○照屋守之委員　病院事業局にお願いしたいのは一後がない事業経営ですよ。我々から見ると、病院事業局長とか病院長の話を知っていると、みんなやる気満々だという思いがしています。ところが、皆さん方は実態をしっかりと把握しないといけませんよ。本当にそれぞれの病院の職員も含めて、今の現状は本当にどういうことなのか一県当局がそういう形でやる、県議会からもそういう期待をされている、県民からも期待をされている。そのときに今までのやり方で本当によいか。一時的な3カ年間のそういう経営改善の取り組みで我々が本当にやっていけるのか—これは絶対にできませんよ。今まで長い間やってきたものを3カ年間で変えることはできませんよ。今は経営改善、改革という目標があるから我慢してできますよ。これが終わって、我慢せずにそのままできるということになったら、これは絶対にできないですよ。ですのでどういう形で、本当に職員も一緒になってそういう仕組みをつくって、県立病院のまま維持して県民のために頑張るかという、一人一人が覚悟を決めて一組合もそう。一緒になってそういう体制をつくっていかない限り、幾ら周りから応援してもできませんよ。ですからそういうものも含めて、もう一度7対1看護体制の導入に向けて、皆さん方、それぞれの病院長、末端の職員を含めて、今どういうことが起こっているのかということを含めて、しっかりと話し合いをして、そういう実践ができる仕組みをぜひつくってもらえませんか。どうですか。

○武田智県立病院課長　病院事業局では経営再建計画をつくって、従来になかった取り組み—例えば、民間コンサルタントを病院に常駐させ、経営を見てもらう。あとは診療材料プロジェクトとあって、民間コンサルタントと一緒に交際もやるとか、その辺でかなり経費を落としてきていると。そういった

取り組みがあつて、経営はかなり改善はしてきて……。一番重要なものは委員が言われるように、職員の意識改革であることは病院事業局長を初めみんな認識しています。その辺の取り組みを進めて、県立病院が計画的な経営ができるように、安定的な経営基盤を構築していくという取り組みをしていきたいと考えています。

○**照屋守之委員** ですから、その意識改革のまず1番目—給与形態、これをはっきりさせてくださいよという話ですよ。これは総務部—知事部局も非常に困っているわけです。こういう形でやっているのに、幾らでも応援しますよということなのに、そういうことが具体的な実践としてできなければ、周りから認められませんよ。定数内も含めてしっかりと頑張ってもらって、それを総務部はしっかりサポートできるような、県議会もまたサポートできるような、そういう覚悟を決めてやりましょうよ。以上です。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○**上里直司委員** 先ほども質疑が出ていましたが、もう一度確認の意味でお聞きいたします。300名余という病院事業局からの要望というのは、平成25年度までの各病院における7対1看護体制導入のための要求なのでしょうか。正確な数字をもう一度お答えいただけますか。

○**武田智県立病院課長** それも含めての363名の増員要望です。

○**上里直司委員** そうすると、今回の85名も含めた形での363名ということですよ。私が聞いていると、総務部長が経営に資するという観点、再建に資するという観点をおっしゃっていましたが、それを皆さん方はどういう形で判断されているのか、少し御説明いただけますか。

○**兼島規総務部長** 確かに7対1看護体制をとると、今診療報酬の会計等々もあつて、かなり経営が改善される。先ほど申し上げましたように、今回中部病院で導入することによって1億数千万円の黒字が出るということは事実でございます。これは検証した結果でそうなっています。ただ先ほど来心配していますように、人件費比率です。この人件費の占める割合が一たん左右すると、そのまま永続的に左右するものですから、果たして今病院事業局の中で人件費を

抑制する方法をどういう形で検討しているかというところが、我々のある面で大きな関心であります。それにつきましては病院事業局のほうも職員団体等々を含めて、いろいろ話し合いの机についていることもあって、それを是としながらこういった形で定数増を認めたということでございます。

○上里直司委員 もう一点お聞きいたしますが、今回93名の看護職の増員があって、8名の事務職を減にするという、病院事業局からそういう要求があったと。そうすると、この363名—中部病院も含めてこの363名についても、ある程度各病院における事務職の減を考えているのか。どのぐらいの数が病院事業局から提示されているのかお答えいただけますか。

○武田智県立病院課長 その363人の増員要望の中には、事務職、現業職の減の部分は入っておりません。

○上里直司委員 そうすると逆に聞きたいのは、その事務系の職員を削減せざるを得なくなったというところは、恐らく効率だとか、経費の節減を図ったのですよね。その上でも、363名の中にもそういう観点が必要ではないかということですが、総務部長から見てどう考えていますか。

○兼島規総務部長 363名の数字はいただいておりませんので中身がよくわからないのですが、今先ほど来病院事業局の説明でありますように、例えば、来年度実施予定の北部病院の7対1看護体制まで入っているようです。先ほど宮古病院で30名の増員という内訳がございましたけれども、多分これも宮古病院で7対1看護体制をやるための増員だと思っています。そういった意味で言うと、かなりの長期といいますか、そういったもろもろを含めての要求になっているものですから、その中には確かにそれぞれの病院ごとに一例えば、ここの部分は定数を削減しながら、増員要求するという手法ではなくて、ある面で必要な要員はどのくらいですかという形でやったものですから、そういう形の数字が上がっているのかなと理解しています。

○上里直司委員 なぜこういう聞き方をするかと言いますと、今回の話も増員する部分と減にする部分がセットになっているものですから、実際に必要な数というのがこれだけなのか、はたまたもう少し減るのかわからないわけですよ。実際の要求段階に上がってくるまではわからないと思うのですが、先ほど来から病院事業の中の人件費を抑制するという働きで、引き続き皆さんのほ

うも意見を言うなり、何かチェックをすべきであろうと思っておりますので、その辺だけ申し上げて終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 乙第4号議案沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例は、知事の権限に属する事務のうち、一部について市町村から希望のあった土地改良法に基づく土地改良事業に係る認可、家庭用品品質表示法に基づく立入検査等の事務について、新たに市町村が処理できることとするなど、市町村に権限を移譲するために条例を改正するものであります。

以上、乙第4号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第4号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第4号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 23 分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き、審査を行います。

乙第 5 号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、平成 23 年第 2 回沖縄県議会（定例会）議案（その 3）の 24 ページをごらんください。

乙第 5 号議案沖縄県特別会計設置条例の一部を改正する条例は、公債費に関する経理の明確化を図る観点から、沖縄県公債管理特別会計を設置するとともに、公共用地先行取得事業債の償還が終了したこと等から、沖縄県公共用地先行取得事業特別会計を廃止するため、条例を改正するものであります。

なお、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日より施行することとしております。

以上、乙第 5 号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第 5 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか—もう少しわかりやすい説明があればよかったですのですが、お願いできますか。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 まず 1 つは公債管理特別会計を設置する理由でございますが、3 点ほどございます。1 つは公債費の経理を明確化する観点でございます。今公債費につきましても、一般会計で経理を処理しているものですから、これを区別して、特別会計をつくって経理を明確化すると。県民にもわかりやすくすると。そして積極的な情報開示を図って、透明性を高めるという観点が 1 点ございます。

2 点目は全国との均衡でございますけれども、現在、公債管理特別会計は全国 44 都道府県で設置済みでございます。未設置県は本県を含めて 3 県のみで、

また長崎県も設置する予定のようでございますので、そうしますと未設置は宮崎県のみということになります。全国標準との均衡を図る観点から、全国並みに特別会計を設けたほうがよりよいということでの設置の理由でございます。

3点目は市場公募債への環境整備でございます。現在、民間資金の増加等に伴い、本県においても近い将来、市場公募債を発行せざるを得ないことが想定されています。その市場公募債をやる場合には公債管理特別会計の設置が必須となっていることから、その環境整備のために特別会計を設置すると。

以上、大まかにこの3点で設置をしたいということでございます。

○**當間盛夫委員長** ありがとうございます。

それでは、照屋守之委員。

○**照屋守之委員** この公債管理特別会計一例えば、今公債費の場合はいろいろな指数とか、何%とかとありますよね。そうすると、こういう指數的なものとの関連は、ああいうものを取っ払って、幾らでもできるということになるのですか。

○**平敷昭人財政課長** 公債管理特別会計で行いますのは、公債費の償還とか借換債の発行とかを行うのですけれども、この公債費比率とかそういう関係は普通会計ベースで数字を算定しますので、要するに特別会計でやろうが、一般会計でやろうが、その辺は関係ないという形になります。要するに起債制限とかそういう指標を超えたらかかるということに変わりはありません。

○**照屋守之委員** 公債費比率何%とかという指数がありますよね。その枠内で、こういうものも運営管理をしていくという理解でよいのですか。

○**平敷昭人財政課長** そのとおりでございます。

○**照屋守之委員** 今の国の予算を見ていると、地方にはいろいろな指数で当てはめておきながら、国はもうでたらめですよ。一般財源が40兆円しかないのに、もう90何兆円もつくっていくという予算組みをするわけだから。もう非常にどうなっているのかわからないという状態だけれども、我々は県民のためにこれをやったほうがよいという要求はします。ところが県は足かせがあるのだけれども、国は全体を見る状態。また、ああいう大きな震災が起こってくると、そういうものも取っ払って何とかしないといけないということになるわけです。

よね。非常に厳しいですね。

それと、この臨時財政対策債—臨財債。これは地方交付税が減って、なかなか地方財政をカバーするのは難しくなったということも合わせて、それぞれ地方で臨財債を使って、足りない財源を賄ってそうやいなさいという形で、あくまでこれは臨時という位置づけでしたよね。ところがこれは恒常化しているさ、当たり前のようにね。この臨財債の位置づけと—今までこれを地方交付税で後年度に戻すという仕組みですよね。それと民間が、この臨財債で民間がそこにお金を貸し付けるという展望も含めての環境整備ということですよ。民間はこんなに厳しいのに、これを沖縄あたりでこういう民間から公のものをつくることができるのかという、そういう状況はあり得るのですか。どうですか。

○平敷昭人財政課長 臨財債の位置づけについての御質問ですが、まず地方交付税の原資は国税になっていますけれども、その部分が足りないものですから、本来配るべき地方交付税で足りない分をまず各地方公共団体で借り入れしていただきます。そして、この償還分については、地方交付税の基準財政需要額の計算をするときに公債費の中で加算しますからと。そうすると、その分は—地方交付税というのは、この需要額と収入額の差で配られますので、その分は後年度の交付税で措置します。配分の中で配慮しますといいますか、計算に入れますよということになっております。そういう意味で、当年度でできない分を何分割かでの地方交付税措置ですということです。臨財債というのは、例えば、民間資金と申し上げていますけれども、本県の場合で民間資金というのは5行ですね。銀行3行—株式会社琉球銀行、株式会社沖縄銀行、株式会社沖縄海邦銀行とか、あとはJAバンクとか各信用金庫ですね。そこから借り入れをしていますけれども、そこに引き受けをしてもらいまして、10年なりで償還をするという形をとっています。問題は償還する場合に、償還するものに関しましては、地方交付税の算定上は計算に入れて地方交付税措置でやっていますよという仕組みになっています。

○照屋守之委員 この仕組みは—市場公募債導入の環境整備というのは、今までは金融機関等が対象なのだけでも、場合によっては企業とか、あるいは一般の県民とかも含めてということですよ。

○平敷昭人財政課長 おっしゃるとおりでございます。今まで民間資金というのは、銀行—縁故債とも呼んでいますけれども、常日ごろ指定金融機関であったり、指定代理であったり、縁故関係にある金融機関に引き受けられてい

る、貸し出してもらっているという形なのですが、今後臨財債に限らず、民間資金の額が膨らんでくると想定されるわけです。実際には平成15年度と比べましても、民間資金のほうが数字が逆転しております。例えば、平成15年度の場合は公債発行額の29%が民間資金—銀行等から借り入れていたのですが、平成20年度になりますと逆に85%が民間資金になっております。これは国のほうの財政投融资改革というのですか、その辺のもので公的資金を縮減して、民間でも引き受けを多くしている状況にあります。そうしますと、これが今後どんどん大きくなっていくと、例えば銀行のほうは、こんなに大きいボリュームは引き受けできないということも今後想定されるのではないかと。要するに、銀行も県だけに貸し付けているわけではなくて、市町村だけに貸し付けているわけでもなくて、いろいろな企業—中小企業であったり、そういうところにも融資はやるわけで、それを地方公共団体だけで貸し付け先を独占するわけにもいなくなってくることもあり得るわけです。そうすると調達先をどうするかと申しますと、銀行だけではなくて、市場のほうからいろいろな機関投資家であったり、個人であったり、市場のほうから調達するという形も考えておく必要があるのではないかとということになります。

○照屋守之委員 ということは、例えば、今は地方交付税がこういう厳しい事態で、地方に対する地方交付税のようなものを少しアップしたりとかという経済対策も一環として組まれていますよね。基本的にはそういう地方交付税が段々減って、そういう臨財債のようなもののウェイトが大きくなって、その分は例えば金融機関で調達していた分と、あるいはそうではない分は民間の企業とか県民から直接という流れをつくっていく仕組みに変わりつつあるということですか。

○兼島規総務部長 そのとおりだと思っています。今回は地方交付税、一定程度が措置されていますけれども、この流れがそのまま続くとは思っていません。多分次年度からかなり地方交付税措置も厳しくなってきたり、相変わらず臨財債で対応するということが予想されてきますので、その関係で言いますと、資金調達のめどを民間資金だけではなくて、市場に求めるということも必要になってくるかなという感じになってきます。

○照屋守之委員 そのときに、例えば今のように経済が思わしくない、企業の活動も思わしくない—どんどん物が売れて、例えば右肩上がりの成長期に入っていくって、企業あたりもある程度資金的にもいろいろ余裕がありますよと。あ

るいは県民はある程度所得がありますねと。そういう環境ができ上がって、これは公が独自でいろいろな資金調達をするという部分と、例えばこういう公の部分にお金を融通するメリットとか、金利とかそういうものがプラスになる前提でないとこういうものはできないでしょう。ここの見通しというのか、その辺が非常にどうなっていくのかなという思いがありますけれども、やはり前提は売り上げが伸びていって、ある程度経済的にも豊かになってということが前提なんでしょう。どうなんですか。

○兼島規総務部長 確かにそういった経済状況がうまくいかないと、引き受け先もなかなか引き受けるわけにはいかないと考えていますので、そのあたりについて経済活性化も必要です。もう一方では市場公募債になってきますと、それぞれの地方公共団体のある面では収支の改善も含めてランク付けされてきますので、健全的な財政運営をしているところの公募債については市場は食いついてくるわけですが、厳しいところには食いついてこないということもありますので、そのためにも県の財政健全化に向けての努力も大変必要になってくる部類になってきます。市場公募債をやるに当たってはということです。

○平敷昭人財政課長 補足説明してよいでしょうか。市場公募債と現行の資金との金利は、金利という面ではそんなに差はございません。ただ公募債になりますと、いろいろ手数料とかが必要になってきましてコスト高にはなります。ですから、現在やっている縁故債で調達できるうちは、そのほうがコストも安いので続けたほうが財政的には好ましいと。ただそういう選択肢を持っておくという意味で特別会計も持って、こういう調達方法もありますよという準備をしておこうということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 関連ですけれども、先ほどの公募債ですか、これはこの条例がないとできないのですか。

○平敷昭人財政課長 法的にそういう特別会計を設けなさいということはございません。ただ、通常公募債を発行している団体について投資家から見て、例えば、この県の公債費のやりとりはこの特別会計を見ればわかると、わかりやすいという形でやっていることが求められているということで、それが通常に

なっているということです。

○前田政明委員 地方財政の基本である地方交付税措置。これは当然国の責任として、やはり地方自治一憲法でも保障されているわけだから、そのところをしっかりと守ることが本来のあるべき姿だと思いますよね。

○兼島規総務部長 地方のほうで県民、国民へのサービスを提供している関係で言いますと、地方の財源措置については、国のほうでしっかりと考えるべきだと思っています。

○前田政明委員 今議論を聞いていて、改めて理屈上は新自由主義経済政策のねらいといいますか、どんどん追い詰めていって、結局は公的なものを市場に依拠すると。そうするとランクづけ一先ほど言った行財政改革ではないけれども、採算性の問題を含めてどうなのかという形で、いわゆる公的な関係ではなくて、いわゆる費用対効果でもないけれども、赤字になっているかどうかという経営的な、株式会社と同じような形で地方自治体が見られて、評価されていくように追い込まれるのではないかと危惧するのですが、どうですか。

○平敷昭人財政課長 今回の公募債の導入に関しましては、臨財債とか地方交付税制度などの地方財政対策ということ直接というよりは一確かに間接的になるかもしれませんが、民間資金が過去から見ますとふえているということで、やはり調達ができなくなるリスクもあるという一来年すぐにとということではないのですが。しかも各県の状況を見ますと、そういう特別会計を設けて準備ができていたということもありますので、本県もそろそろ準備をしておこうかという意味で、今回設置を予定しているということでもあります。

○前田政明委員 キャピタルゲームといいますか、日本の国債もほとんどが大手銀行一それも金利が高くて、いわゆる金融資本の既成化というのか、いわゆる国民には重税を押しつけながら赤字国債という名目で、かなり今の市場の預貯金、庶民のものとは違う形で非常に高い利息になっていると。そういう面で、国債をあり余った金、彼らの中でそこを買うような仕組みで行われていると思います。ですので、本当に先ほどありましたけれども、国家財政一国内総生産の倍に近い借金があると。これは戦争のときとは比較にならないぐらい、このばらまきで一我々から言わせれば、無駄な公共工事。そういう面ではこれまでも言っていますけれども、そういう形での破綻が国の責任でやられるのではな

くて、それをどんどん、先ほど言った臨財債のものから含めて一般会計、地方交付税措置をしていますよという理屈で言いながら、実際的には入ってこない。それから一般財源化で、保育所とか就学援助でもそうですけれども、福祉の分野ではどんどん一般財源化されて、特定財源から切り離されていく中で、今見ても追い込まれていくというか、市場原理に乗らざるを得ないというところに追い込まれつつあるなど。皆さんの意図とは別にしても、やはり今のこの流れからして、地方財政法その他を含めて非常に地方自治の危機というのか、そういう中で今、皆さんの選択肢としては幅を広めてということになりますけれども、このところは、長年公務員として働いてきた兼島総務部長を含めてどうなのですか。この地方自治一憲法、地方財政法その他の原則からいって非常に危惧されると思うのですけれども、どうでしょうか。

○兼島規総務部長 この特別会計を設けるかどうかは別にして、確かにおっしゃるように憲法で明文化された地方自治—地方自治の本旨に従って、行政運営をやらなければいけないという憲法の大原則があります。そういった観点から言いますと、やはり県民や国民に一番近いところは地方自治体でございます。その県民、国民のサービスをしっかりと支えているのは地方自治体ですので、その観点からやはり財政的な面も含めて、やはり国のほうで一定程度しっかりと支えるということが国の根本であろうかと思っています。

○前田政明委員 これは本当に地方財政を見ていて、追い込まれていく姿といいますか、財源の問題でも借金財政になっていくという意味で、この財界、社団法人日本経済団体連合会が打ち出しているのは道州制。これは最後の構造改革だと。なぜかと言うと、道州制によってまずは議員を減らすことができる。そして、大幅に公務員を減らすことができると。そしてまた、地域のナショナルミニマムなどについても国はやらないという大きな流れがあるのですけれども一余り一般論をしてもあれなので、本当にこういうように追い込みながら、一方で米軍には3兆円の基地をつくるためにやるとか、思いやり予算も云々とかも一話が違いますけれども、僕は大地震の状況からしたら、米国も思いやり予算を辞退して、地方財政を支えてほしいなと思います。

それでこの条例案としては、直ちにそういう借金がふえるとか、そういう意図でやっているというわけではなくて、いわゆる公債の全体的な管理のものとして理解したらよいですか。

○兼島規総務部長 そのとおりでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第5号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第6号議案沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は、工芸技術支援センターに設置している回転装置付漆乾燥庫等の使用料の徴収根拠を定めるとともに、小型漁船総トン数測度手数料の額を改める等、条例を改正するものであります。

以上、乙第6号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第6号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 これは値上げになるのですか、ならないのですか。その辺のところを比較で。

○平敷昭人財政課長 全般的な形で申し上げますと、今回の工芸技術支援センターの部分は、新たに一般の使用に供することができる機械等が出てきましたので、新たに手数料を設け、貸し出しできるようにするというものでございます。もう一つは、漁船関係の手数料です。これまでは手数料を船の長さでトン数で区分していたものを、船の大きさはトン数で定めることが一般的だということで、その区分に改めるものであります。

○前田政明委員 そのこのところを比較して、わかるように説明してください。

○平敷昭人財政課長 漁船の測度手数料につきまして、区分によっては上がるように見えるものと、下がるように見えるものがあるのですが、歳入トータルで見ますと減収になります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、手数料については増額改定か減額改定かによって議案の賛否基準が分かれることから、詳細に説明してほしい旨要望があり、それに対して、漁船測度関係の担当課班長が答弁を行うこととなった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本永文彦水産課班長。

○本永文彦水産課班長 沖縄県における小型漁船の測度の手数料ですけれども、従来はトン数区分とメートル区分の両方を使っています、従来総トン数5トン未満10メートル未満の漁船については手数料が4400円でした。今回の改正案ではメートル区分を外しまして、3トン未満の漁船についての測度手数料については6600円になります。また、総トン数5トン未満10メートル以上の漁船の測度手数料については従来7600円でした。これをメートルの区分を今回外しまして、3トン以上5トン未満の漁船では1万1400円となります。現在これは実測といたしまして一港に行きまして、実際に船を見て、長さ、幅、深さといった大きさはかってトン数をあらわすものなのですけれども、今回これとは別に5トン未満の漁船の中には、最近では大手造船会社が制作した量産型の漁船も多数あります。こういったものについては特に現場で船をはからなくても、造船所がつくった調書であったり、量産型の設計図面を見れば測度にかえることができるということで、わざわざ現場まで行って船の確認と大きさはかる必要がないということで、新たに700円の手数料でもって一従来手数料がかかっていたものを、かなりの少額でもって測度を決定するという区分にしています。最後に申しました実際の測度を行わずに700円の手数料でトン数を決めるというものについては、従来は5トン未満10メートル未満の大きさについては4400円かかっておりました。また5トン未満10メートル以上の漁船については

7600円かかっていましたが、これらを造船所で準備してもらった設計書をもって700円の額に減らすことができるというものです。

○前田政明委員 これは、実際に現場ではどのような状況になりますか。船の持ち数といいますか、数、影響はどのようにになりますか。この700円になる恩恵を受ける方が多いのか。それとも7600円から1万1400円になる件数が多いのか、どうですか。

○本永文彦水産課班長 過去3年間の平均で言いますと、これまで測度を行ったのは106隻になりますが、今回の条例改正に伴って、そのうちの大部分の78隻が実測をしない—いわゆる700円に値下げされる分類に入ることになります。

○前田政明委員 漁業関係者との話し合いはどのようになっていますか。

○本永文彦水産課班長 漁業関係者には、こういった手数料の改正が見込まれることについては事前に案内済みでございまして、これまで特にこのことについての異議等は来ておりません。

○前田政明委員 糸満漁業協同組合などはどうですか。

○本永文彦水産課班長 糸満漁業協同組合からも特に聞いておりません。

○前田政明委員 當間委員長、今の資料を後でいただきたいということで終わります。

○當間盛夫委員長 資料提供のほど、よろしく願いいたします。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第6号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第7号議案沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 同じく29ページをごらんください。

乙第7号議案沖縄県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例は、平成18年4月に施行された沖縄県産業廃棄物税条例は、施行後5年を目途として規定内容を検討することとしていることから、検討した結果、再び5年後を目途として、検討を加えることを内容とする条例に改正するものであります。

以上、乙第7号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第7号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 乙第8号議案沖縄県財産の交換、出資、譲与及び無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例は、行政財産を貸し付け等する際に、普通財産と同様に無償、または時価よりも低い価額で貸し付け等ができることとするため、条例を改正するものであります。

以上、乙第8号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 この条例改正を行う理由ですね、必要があるのはわかったのですが、なぜこの時期に、このような条例改正を必要としているのか御説明いただけますか。

○兼島規総務部長 この条例改正の背景は、地方自治法第238条の4という規定が改正されました。従来ですと行政財産というものは一県庁舎とかが行政財産に属するわけですけれども、これは貸し付けということではなくて、通常貸し付けをする場合—例えば自動販売機を置く場合でも、それについては目的外使用許可という形での処理になるのですけれども、一方では普通財産—これは田であるとか、畑であるとかそういったものが普通財産に属するのですけれども、普通財産でありますと長期の貸し付けができたり、有償で貸し付けたり、それから地方公共団体に貸し付けする場合には無償であったり、減額したりという方法ができるわけですけれども、行政財産はそういう形ができませんでした。その地方自治法の改正に基づいて、行政財産でも—例えばあいているところがあれば、それを有効利用するために貸し付けできる道ができた関係で、今回の時点ではこういった事案が出てくる可能性があるものですから、今回の改正という形になっております。

○上里直司委員 県が保有している資産の活用—これは普通財産のみならず行政財産も活用できるということですのでけれども、新年度でこの条例改正施行後に、こうした条例に書いてあるような内容の貸し付けをどれぐらい検討されていますでしょうか。

○兼島規総務部長 今のところございませんが、例えば今県議会でも少し一般質問等々で議論になりましたけれども、例えば自動販売機の学校施設への設置とか、自動販売機の公募制というものが—新年度から我々として公募制を導入するわけですけれども、この公募制を導入する場合にそういった仕組みが—今でもできることはできるのですけれども、そういった仕組みをつくったほうがやりやすいという判断もあります。もう一点は市町村のほうなのですけれども、県営住宅の空きスペースを利用して、そこで保育所を設けたいという事案が少し出てきた経緯がございます。そこについては必要性がないということで解決

をしたのですけれども、そういった事例が出てきまして、やはりそのほうは長期の貸し付け等々が必要になってくるものですから、こういった条例改正をして、そういうものについての対応をしっかりとやろうということでの条例改正でございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 行政財産の貸し付けも無償でできるという意味では、教育施設とか、それから中部合同庁舎の駐車場の無料開放ということも、理屈上は可能になるわけですね。

○**兼島規総務部長** 理屈上は可能となります。ただ、普通財産を無償で貸し付けたり、減額したりする場合には、やはり公共的な団体等が行う基準のようなものがございしますので、すべて一般的にできるというわけではございません。

○**前田政明委員** その無償貸し付けの対象ですけれども一ちょっと違うかもしれませんが、西原与那原マリンタウンのところの建設関係への無償貸し付け対応は終わったのですか。まだやっているのですか。期限切れではなくて。

○**上原徹管財課長** 無償貸し付けの対象で、西原与那原マリンタウンとおっしゃいますのは……

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から、西原与那原マリンタウンの宅地売却促進のため、同地で不動産業者にモデルハウス用地を無償貸し付けしている事例がある旨の補足説明があり、それに対して執行部から、西原与那原マリンタウンの用地は特別会計で処理されている土地である旨説明があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 不動産業者にモデルハウスが売れるまで無償貸し付けをやっ

て、そのかわりに社会福祉法人の保育所とかその他には無償貸し付けをやめて、借地料を取るというやり方は今まで続いているわけですね。よくないですね。終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
高嶺善伸委員。

○**高嶺善伸委員** 1つ教えてください。今回の沖縄県財産の範囲に、午前中に質疑した福建沖縄友好会館というものは入りますか。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から、福建沖縄友好会館が県有財産等に該当するのかどうか把握していない旨説明があり、それに対して、高嶺委員から同会館の財産的な位置づけについて調べるよう要望して、質疑を終えた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案から乙第31号議案までの配当異議請求事件の和解についての議案3件は、内容が関連することから一括して審査を行います。

ただいまの議案3件について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** 72ページをごらんください。

乙第29号議案、乙第30号議案、乙第31号議案の配当異議請求事件の和解については、関連していますので一括して説明いたします。

この議案は、破産法人に対する県の租税債権に対して申し立てられている配当異議請求事件について、原告との間で和解を成立させるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、乙第29号議案、乙第30号議案、乙第31号議案の説明をいたしました。

なお、議案の内容について少しよくわからないかと思いますので、お手元にお配りしております配当異議請求事件の和解について（案）をもとに、経緯も含めて私のほうから御説明いたします。

項目1—事件の当事者、項目2—議案の概要、項目3—対象事件とございますけれども、項目4の事件概要等から御説明いたします。まず、事件1、事件2及び事件3とございます。事件1は破産手続の開始でございます。有村産業株式会社が会社更生法の適用を受けつつやっていたのですけれども、平成20年に破産法人に移行する手続が開始されました。破産手続が開始されて、破産法人に係る破産財団の債権総額が約27億3200万円ございますけれども、沖縄県が持っている債権は租税債権です。法人県民税、法人事業税、それから延滞金等々合わせますと66万5280円の租税債権を沖縄県は有しているわけでございます。その中で、按分弁済や最終弁済を経まして、破産法人の財産処分は平成22年—昨年—の12月に完了しております。その間、沖縄県が債権回収したのは4万8741円、回収率にして7.326%という形で、これについては既に終了しております。しかし、その間—事件2—のほうに移りますけれども、船舶担保競売申立事件というものがございます。これは有村産業株式会社の船員の皆さんが船を確保して、退職手当債権の実現を求めするために同競売申立事件という形で競売を申し立てて、その中から先取特権として退職手当債権を確保しようとして起きたのがこの事件でございます。この事件につきましても、競売事件の債権総額は—汽船クルーズフェリー飛龍21、汽船フェリー海龍、それから汽船クルーズフェリー飛龍の3隻でございますけれども、その競売対象債権総額が18億4400万円という形になっているわけです。この競売が取り消されて、船舶3隻は任意売却されたわけですが、これに対しまして独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構—鉄道・運輸機構—がこの競売したものについての配当に対して異議を申し立てたのが事件3でございます。その配当について、鉄道・運輸機構のほうから配当異議請求事件が平成21年1月に提起されて、この間—訴訟—になっているわけですが、訴訟の過程の中で和解勧告という形で裁判所から来まして、国及び那覇市は和解して、解決金をもらい終了しているわけです。

そこで項目2—議案の概要—に行きますけれども、配当異議請求事件は、破産手続中の法人が所有する船舶に対して、当該法人の債権者が競売を申し立てて、広島地方裁判所福山支部が作成した配当表の内容について、競売対象船舶の共同所有者である鉄道・運輸機構が異議を申し立てた事件ということでございます。

通常、市町村あたりで船舶を建造する場合でもそうですが、民間で建造する場合でも、この鉄道・運輸機構に資金を調達してもらい、船を建造して、それから返済していくという手続をとるわけですけれども、その間担保として鉄道・運輸機構が確保するものですから、彼らは共同所有を主張しているわけです。共同所有なので、配当についてはもっと自分たちによこすべきだという配当異議請求事件が起こされているわけです。その中で国、それから那覇市は和解について解決したものですから、県も和解内容を検討した結果、裁判で勝訴した場合の同額が解決金として示されたので、これはもう訴訟を継続するメリットがないということで、和解勧告を受け入れたいという今回の提案でございます。

この提案が3つに分かれているのは、それぞれの船舶に対して和解案が提示されているものですから、どうしても3つの議案という形になっておりますけれども、この項目3一対象事件のほうで解決金は1隻当たり2307円、3隻トータルすると6922円の解決金ということでございます。以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案から乙第31号議案までの議案3件に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

高嶺善伸委員。

○高嶺善伸委員 和解の内容については異議はございません。しかし、その対象となった有村産業株式会社の旅客船ですね。今東日本大震災の被災状況を見たときに、240年前に起きた明和の大津波というのは宮古と八重山で1万2000人ぐらいの行方不明者、死者が出たわけです。災害に強い離島振興をどうするのかというときには、もし災害が起きたときの避難者の輸送手段ですね。これは今まで有村産業株式会社の汽船クルーズフェリー飛龍21等々の船があったわけですよ。現在一平成20年7月に廃止になった後、宮古と八重山、沖縄本島を結ぶ旅客船はなくなりました。そういう意味では、大量輸送手段の旅客船をどう活用するかということは、私はそういう和解協議もしながら、あわせて企画部の交通政策課と引き続き連携してそういう手段をどうするかと、行政は継続したほうがよいと思います。その競売に付された汽船クルーズフェリー飛龍21は、某船会社はただでももらわないと言っていたのが、実際はかなりの高い金

額で鹿児島に本社がある海運業者に売り渡されて、今、国内航路を走っているわけです。あの船が何らかの形で手当てされて那覇と石垣、宮古を結んでいけば、離島の旅客航路を確保できたかなということで残念でたまりません。この和解を進めるに当たって、今後この汽船クルーズフェリー飛龍21、現在走っている船も含めて、何らかの形で廃止になった離島の旅客航路の復活の方法はないのか、総務部としてこの議案を出すときに、企画部とこの間のいきさつについて協議はしませんでしたか。

○兼島規総務部長 具体的に協議ということではやっておりませんが、やはり離島の一今おっしゃるように貨物であるとか、それから旅客であるとか、そういった船の手段がなくなっています。その観点で言いますと、離島振興、それから今言った危機管理等々を含めて、企画部にもどういう形になっていくのかと話を伺いました。今、一生懸命検討しているという話を伺っていますので、企画部を中心にそういう離島航路の確保について、今後検討されていくものだと思います。

○高嶺善伸委員 引き続きよろしくお願いします。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案から乙第31号議案までの議案3件に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第34号議案包括外部監査契約の締結について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 同じく89ページをごらんください。

乙第34号議案包括外部監査契約の締結について、御説明いたします。

この議案は、平成23年度の包括外部監査契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

主な内容としては、契約金額は1022万6000円を上限と定め、契約の相手方を公認会計士の田里友治氏とするものであります。

以上、乙第34号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第34号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 契約の上限額は、従来と同じですか。

○**兼島規総務部長** 従来より53万8000円の減となっております。

○**新里米吉委員** 減にした理由はわかりますか。

○**池田克紀行政改革推進課長** 包括外部監査の予算につきましては、九州各県の予算の動向でありますとか、あとは実際にかかる経費等について積算内容を見直して、前年度のおおむね5%程度を減額をしているということです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○**上里直司委員** 契約の始期は4月1日からなのですが、契約の終わりというのはいつになるのですか。

○**池田克紀行政改革推進課長** 包括外部監査の契約に関しては毎年契約ですので、平成23年度いっぱいということになります。この範囲内で委託契約を結ぶということになります。

○上里直司委員 そうすると、現在の契約の相手方と今回契約される相手方というのは、同一人になるということなのですか。

○兼島規総務部長 今回は包括外部監査契約は交代しておりますので、同一人ではございません。ただ、通常1年限りで契約を交わしていますけれども、任期といいますか、再任という形でやる場合もございますので、同一人物でもまた改めて契約し直すという形になります。

○上里直司委員 そうすると—この方について異議があるわけではないのですが、この方を選ぶ基準、選ぶ期間というのは、どのように定めていらっしゃるのですか。

○池田克紀行政改革推進課長 おおむね沖縄県のこれまでの考え方としましては、包括外部監査人になられる方の資格として公認会計士、それから弁護士の方を—どちらかと言いますと交代という形で、弁護士がやったその次は公認会計士という形で選んでおります。具体的に選任する方については、それぞれ沖縄弁護士会とか、日本公認会計士協会沖縄会とかからの推薦を経て、選任しているところです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第34号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第35号議案副知事の選任について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙第35号議案副知事の選任について説明します。

この議案は、安里副知事の任期満了に伴い、その後任の副知事として与世田兼稔氏を選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

御提案いたしました与世田兼稔氏は、昭和55年に弁護士登録され、これまで法曹界で活躍されています。

平成16年には、沖縄弁護士会会長を務め、司法制度改革への対応等に取り組まれるとともに、沖縄県の包括外部監査人や各種審議会等の委員を務めた実績があり、その豊富な知識・経験から副知事として適任であり、議会の同意を得て副知事に選任いたしたく、提案するものであります。

以上、乙第35号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 副知事の職責というのは、どういう内容でしょうか。

○**兼島規総務部長** 副知事は知事を補佐し、知事に事故等があるときはその職務を代理し、県を代表する職務ということでございます。

○**前田政明委員** 知事の代理といいますか、知事とともに行政を遂行するということですか。

○**兼島規総務部長** そのとおりでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 安里前副知事の後任ということですが、女性の登用ということをもまず優先的に考えなかったのでしょうか。

○**兼島規総務部長** ここは女性も含めて幅広く人選を行った結果、今回の提案ということでございます。

○**山内末子委員** 少し私の知識不足で、なかなか初めてお顔とお名前を拝見したということで、そういった意味で今おっしゃっていた副知事としての要件、

もちろんいろいろな経験、それから知識豊富だと思うのですが、県政を担うに当たりましての特徴的なポイント—この方を登用した大きなポイント的なところが何かあれば、ひとつお願いいたします。

○兼島規総務部長 今本県を取り巻く環境はなかなか厳しいものがございまして、とりわけ産業振興、雇用問題、基地問題の対応など解決すべき課題を抱えているわけです。与世田兼稔氏は今まで弁護士として活躍するとともに、とりわけ企業の顧問弁護士という形で、企業経営等々含めて明るいものがございませぬ。そういった観点も含めて、県政の課題解決のためにはふさわしい人物だという判断で、今回の提案ということでございます。

○山内末子委員 最後に、これまで上原副知事と安里元副知事の事務分掌があったと思いますが、その辺のところもこの方を登用することによって、大きく変わっていくということもありますでしょうか。

○兼島規総務部長 現在検討している段階ですが、今までとは少し異なるような担当事務になろうかと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なしと」呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案沖縄県教育委員会委員の任命について審査を行います。

ただいまの議案について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 それでは、乙第36号議案沖縄県教育委員会委員の任命について説明します。

この議案は、教育委員会委員1名が平成23年3月31日で辞職し、さらに1名が平成23年4月4日で任期満了することに伴い、後任を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

御提案いたしました大城浩氏は、昭和55年4月から高等学校教諭として勤続

し、平成14年4月からは教育行政に携わって、現在、教育指導統括監の要職についております。教育現場における同氏への信頼は厚く、その教育行政手腕は高く評価されているところであります。

安里政晃氏は、社会福祉法人の経営者として活躍するとともに、日本青年会議所沖縄地区協議会会長を務めるなど、社会活動に積極的に参画し、その実績は高く評価されているところであります。

両氏は、これまでの豊富な知識・経験から教育委員として適任であり、議会の同意を得て任命いたしたく、提案しているものであります。

以上、乙第36号議案の説明をいたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** お二人の教育委員ですが、大城氏は現職統括監ですから、恐らく教育委員に任命され、教育長になる予定ということで、安里さんは非常勤の教育委員としてということだと思いたしますが、それでよろしいですか。

○**兼島規総務部長** これは教育委員会が決める話なので、私のほうから確たることは言えませんが、ことのいきさつから言うとそういう形になろうかと思えます。

○**新里米吉委員** 特に大城氏にどうこうではないのですが、安里氏について、いろいろなところから話を聞いたり、資料を見たりして、知事選挙の最中もかなり積極的にある陣営で動かされたということがあったりして、いろいろ問題が起きていますが、介護連盟という組織—聞きなれないのですが、そういう組織があるのですか。

○**兼島規総務部長** 存じておりません。

○**新里米吉委員** 県の皆さんも御存じでない。私も存じてないのですが、介護

連盟会長としていろいろな文書を出して、いつ、どこで集まりを持ちますとかいう—そこまで積極的に、いろいろ選挙のときにも動かされたようです。選挙で動いたから、県のいろいろな職員にふさわしくないとは言わないけれども、教育委員の場合には—これは教育庁の皆さんもそうですが、余り政治的に偏るのは好ましくないと、教育の政治的中立と。しかも教育委員というのは、沖縄県の教育行政を担う職なものですから、そこら辺との関係でちょっと気になるところなのですが、教育の政治的中立について、兼島総務部長はどのようにお考えですか。

○兼島規総務部長 教育の政治的中立性というのは、しっかりと保たなければいけないという認識でございます。

○新里米吉委員 今回提案された安里氏について、皆さんはそこら辺を十分承知した上での提案なのかどうか。そこをお聞きしたいです。

○兼島規総務部長 先ほど申し上げましたとおり、そういう観点からではなくて、社会福祉法人沖縄偕生会のほうの養護老人ホームの園長等々を経て、今は理事長として活躍している。それから社団法人那覇青年会議所理事長とか、社団法人日本青年会議所沖縄地区協議会会長という形で、地域社会活動についても積極的に取り組んでいる、その観点からの人選でございます。

○新里米吉委員 福祉関係で一生懸命頑張る人たちが、教育委員に入ってくることは決して悪いことではないですね。教育委員というのは教育関係者だけではなくて、教育関係者もいろいろな部署で働いている人たちが入ってきて、教育を語って、沖縄の教育をどういう方向に持っていくべきかということですから。教育長は教育の専門家がふさわしいけれども、教育委員はいろいろな角度から教育について議論、協議できる人たちがふさわしいわけですが、先ほど話しましたように、兼島総務部長も政治的中立はしっかり守るべきだということからして、これまでの選挙に深くかかわって、みずからの名前で介護連盟会長を名乗って、文書を出してどこで集まりを持ちますと。各施設25名以上の参加をお願いしますとか書いて、いろいろ自分が今かかわっている—福祉で頑張っている、福祉の施設に送ったりしているわけですから。そういうところからして、教育委員になる方が今後いろいろな選挙にかかわって、ある意味では自分の立場を利用してやられるようなことがあったら、これは大変なことになるわけですね。そこまですると選挙違反になるかならないかというところまで

発展していくと思うのですが一立場を利用してはいけないわけだから、そこら辺との関係で気になるのでどういう立場で選んだのかということを行っているわけで、その辺の総合的な判断はどうなんでしょうか。

○兼島規総務部長 先ほど来申し上げておりますとおり、私どもとしては彼の実績、経歴、現在の職等々含めて、教育委員としてふさわしいという判断で手配しているということでございます。

○新里米吉委員 問題は教育委員になられて後、そういうことをしっかり自覚しないままに、これまでのような行動をされたら大問題に発展すると思っっているのですが、皆さんはそこら辺で懸念されることはないと思っっているのですか。それとも、今私が指摘していることは、皆さんの耳に入っていなかったということですか。

○兼島規総務部長 少なくとも私の耳には入ってございません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○前田政明委員 教育委員は政治的に中立でなければならないのはそのとおりだと思いますが、先ほど新里委員からもありましたが、具体的に福祉部総決起大会動員のお願いという形で、先ほどありましたように25名ということで名前を連ねているという面では一新聞でも仲井眞知事の選挙戦勝利は、福祉関係で新たな鉾脈を見つけたという記事がありましたが、その辺がどうかということではありませんが、いずれにしろ、社会福祉関係含めてそこで頑張っておられることはよいと思いますが、やはり非常に明確に知事選挙にかかわっている状況がはっきりしているものですから。そういう面では、先の予算特別委員会でも崎山予算特別委員から金武教育長に、政治的中立だよねということは言質—そのとおり発言しておりましたが、やはりこのところが、非常に教育委員という公平に教育行政にかかわるといふ点では、非常に危惧される点になっていいます。そういう面で改めて、皆さんはそういう状況を掌握して—わかっていたのでしょうか。わかっていて、先ほど言ったような理由で、いわゆるそのところを多として出してきているのですよね。

○兼島規総務部長 先ほどの答弁と一緒になのですが、そのあたりは承知をせず

に地域、社会活動への姿勢とか、経営者としての実績等踏まえての今回の選任ということでございます。

○前田政明委員 そうすると—これはお互い選挙をやる自由はあるわけで。ただ、各施設25名以上の参加をという形で具体的な指示を出して—それを過去にしているわけですが、そういう面では選挙のあり方としても、公職選挙その他含めて—思想・信条の問題もあると思いますが、それぞれ働いている職員含めて選挙の自由はあると思うのですが、本来事前にそういうことを皆さんがつかんでいれば、普通は教育行政の皆さんなりに—教育委員は政治的に中立でなければならないということからすると、そういうことがはっきりわかっている場合には出てこないというか、そういう面ではどうですか。

○兼島規総務部長 仮定の話になるのでちょっと申し上げられませんが、先ほど来申し上げておき、彼の社会活動への姿勢とか、そういったものを評価しての提案ということで御理解いただければと思います。

○前田政明委員 先ほど言った沖縄県介護連盟会長という名前で、先ほど新里委員も言われました形で具体的に指示を出して、名前も載っておりますので、非常に極めて遺憾だなと。本来教育委員たるもの、そこは少なくともいろいろな立場があっても、やはり皆さんが言いました政治的にしっかりと中立で教育行政に臨むべきではないかと。そういう面では、今回安里氏については、そういう具体的な事実関係が私どものところにも届いているものですから、極めて遺憾だということを述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、総務部関係の陳情平成20年第83号外19件の審査を行います。

ただいまの陳情について、総務部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

兼島規総務部長。

○兼島規総務部長 ただいま議題となりました、総務部関係の陳情案件について、お手元にお配りしております総務企画委員会陳情説明資料（総務部）に基づき、御説明します。

資料の2枚目及び3枚目の陳情一覧表をごらんください。

総務部関係の陳情は、継続20件となっております。

継続の陳情平成20年第83号から平成22年陳情第204号までの処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○當間盛夫委員長 総務部長の説明は終わりました

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 予算特別委員会でもやりましたが、改めて私学助成に関する件です。かなりこだわっておりますが、インターナショナルスクールとの関係では制度が異なるということはあると思いますが、兼島総務部長、沖縄の私学が果たしている役割に対して、それなりの工夫をしないと。沖縄振興関係予算でやるかは別にして、耐震性の問題で一地震が起こった場合に、もう30年は過ぎていると。そういう場合、学校が避難場所という面では公立学校も私立学校も変わりないと思います。そういう面では、学校がいろいろな中心にならないといけないと。沖縄も地震がないところではない。国立大学法人琉球大学の教授等含めて、そういう流れの中ではかなり頻繁に地震がある一幸い、たまたま沖縄本島とかそういうものがない状況で。そういう面では、ここの問題を子供たちの安全を考えてみても、今の私学助成の制度の中で、インターナショナルスクー

ルについては国策で一いわゆる学校への募金が集まらなかったということで、あれだけ巨額の財政補助をする状況からすると、これはつじつまの合わないことだと思うのですよね。そこは皆さんもよく御承知だと思いますけれども、今の震災の状況などを踏まえながら、30年余たっている中で、校舎の老朽化が大変心配だと。そういう面では、この問題に対する認識を改めて一公立も私立も一緒ですけれども、たまたま陳情の内容が私学助成となっておりますので、そのところは大地震の状況も踏まえて、やはり認識も違ってきていると思いますのでお願いします。

○兼島規総務部長 確かに私学校舎の建てかえであるとか、新築であるとか、それについての助成制度はございません。これは私学の成り立ちからそういう形になっているわけですけれども、ただ翻ってみますと公立学校はこの間、耐震化の問題であるとか、そういった問題で高率補助一ほかの県にはない高率補助でもって建てかえが進んでいる実情がございます。そういった観点から考えますと、やはり公立と同じような形で、私学校舎についても耐震化に向けての取り組みはやるべきだという一つの認識はございます。その中で我が県としては、ポスト振計一新たな沖縄振興に向けての制度として国に求めているように思っております。公立学校と同じような形での改築等々についての助成を求めるということが1点でございます。もう一点は一この間そういった形でもなかなか実現しないものですから、今、県議会の附帯決議等々もしっかりと受けとめながら、私学関係団体と話し合いをしているところでございます。私学関係団体のほうからは、平成23年度は改築の予定がないと。ただ、平成24年度以降には改築の予定があると伺っているものですから、今回の平成23年度予算の中には盛り込んでございません。ただ、それに向けて私学関係団体のほうと話し合いをしながら、平成24年度に向けて一どの程度の改築をやるのか、それに対する助成をどれぐらいにするのか等々含めて調整しながら、それが整いましたら、補正予算なり、もしくは平成24年度当初予算なりで必要な予算を盛り込みながら、それについてもしっかりと検討していきたいということでございます。

○前田政明委員 陳情平成22年第61号との関係ですけれども、私立高等学校生徒の授業料への助成一本会議でも聞きましたけれども、あれは所得350万円以下でしたか。実際に就学支援金の適用を受けている私立高等学校生徒の数というのは何名でしょうか。

○新垣昌頼総務私学課長 平成21年度につきましては実施校が1校でございます。

して、25名となっております。平成22年度につきましては今月31日まで実施しておりますので、まだ集計中ということでございます。

○前田政明委員 この助成基準である所得350万円は、250万円から350万円に改定したのでしょうか。前から所得350万円以下でしたか。

○新垣昌頼総務私学課長 所得250万円以下からスタートしまして、所得350万円以下に変わったという状況でございます。

○前田政明委員 所得350万円以下に改定した皆さんの考え方を御説明ください。

○新垣昌頼総務私学課長 授業料軽減補助の概要としましては、生活保護世帯、それから市町村民税の非課税世帯、それから市町村民所得割の非課税世帯、それから家計の急変世帯というところでございます。特に家計の急変世帯については所得350万円以下の基準適用を考えております。

○前田政明委員 これは申請主義ですか。まず仕組みを教えてください。

○新垣昌頼総務私学課長 これは各高等学校のほうで申請といいましょうか、そういうことになっております。

○前田政明委員 この制度は生徒や父母の皆さんに知られているのでしょうか。

○新垣昌頼総務私学課長 これは各高等学校のほうで、こういう制度があると周知しているものと考えております。

○前田政明委員 高等学校でもそうですけれども、県の、皆さんの仕事として何か知らせるような一広報といいますか、そういうものは独自にやっているのですか。

○新垣昌頼総務私学課長 このことにつきましては、各高等学校が授業料を軽減した場合に助成をする仕組みになっておりまして、各高等学校が授業料を軽減する場合にということで御理解願いたいと思います。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から、授業料軽減補助制度を利用している生徒数が25名と少ないため、各高等学校だけではなくて、県も父母等に周知する必要があるのではないのかとの指摘があった。それに対して新垣総務私学課長より、私立高等学校に通う生徒の世帯は、入学当初は授業料等を支払える世帯が多く、その後の家計状況の変化に伴い授業料を支払えない状況に陥ることがあり、公立学校とは若干状況が異なって利用者数が少ない状況にあるとの説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 私学にも、必ずしも経済的に余裕がある家庭の生徒だけではなくて、いろいろな事情を抱えて私学に通っている生徒もいると思うのです。そこで、私は一細かくはやりませんが、こういう制度があることをなるべくわかるようにしていただいて、やはり中途退学などは話しにくいことでもありますから、確かに途中で廃業、倒産だとか、失業だとか、親の都合で追い込まれるという意味では一ややもすれば、私学に通っているから親は余裕があるという認識が大半だと思いますけれども、ほかの理由でも私学に通っている生徒もいると思いますので、そこはぜひ、今後改善して頑張っていたきたいということで終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 少し教えていただきたいのですが、陳情平成22年第71号一総務企画委員会陳情説明資料（総務部）の16ページです。若夏荘は現在どういう状況で一現在跡利用について検討しているということですが、検討はどの辺まで行っているのか。

○兼島規総務部長 ここのほう一確たるものがなかったものですから、陳情処理概要をそのままにしておりますけれども、実は、若夏荘は宿泊施設としては

廃止になって、建物自体は残っていて、維持管理をしている状況ですけれども、ここにつきましては、現在我々のほうで検討し—平成23年度当初予算も少しついておりますけれども、東京事務所等々にいる職員の宿舎—現在分散されて、それぞれのアパートに借り上げで住んでいる方もいるものですから、そういった方々の費用等々を考えますと—まだ若夏荘が築30年ぐらいで、耐震化の観点からも大丈夫なのです。もう少し保つことができるのです。そこを利用するために、職員宿舎に衣がえして、家賃の軽減を図ろうという観点が1つございます。もう一点は、いろいろな団体等から施設の使用の申し出があるものですから、そういう会議室等々の確保も図ろうかということで、現在予算化しながら検討を進めているところでございます。

○新垣清涼委員 おっしゃるように、まだ築30年で使えるということであれば、職員だけではなくて、県人会であるとか—議員も宿泊できるようにしてほしいということもあるようですが、ぜひ、今の東日本大震災における県出身者の救済のために使えるよう規定を変えて、人命救助のために使えるようにしていただきたいのですが、どうでしょうか。

○兼島規総務部長 まず、宿泊施設という形はとらないものですから、個人の住居というシステムをとりますけれども、実を申し上げますと、今回の震災でもこちらから車両を持って被災地に向かわなければならないということで、現在若夏荘はその車両の駐車場という形で使っているわけです。こういったことも含めて、今後そういう危機管理体制のときにどう使えるかということも含めて、検討しなければいけないだろうと思っております。

○新垣清涼委員 結論として、今その方向性が大体見えてきましたよね。今年度いっぱい方向性を出して、その取り組みをされるのか、まだまだ時間がかかるのか。

○兼島規総務部長 ここは実際に実施設計等々に入っていきますので、そういう方向で進めていきます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 先ほどの質疑に関連して若夏荘について質疑いたします。も

う実施設計に入るということですから、この処理概要中、跡利用について検討してまいりますではなくて、もう跡利用は固まっているわけですから、そこは明記すべきではなかったのでしょうか。

○兼島規総務部長 ここは少し私も迷ったのですが、予算化という点で、現在当初予算を審査していただいている一方向性というものは、そこのほうで固まっているのですけれども、震災等々も含めて、利用方法をもう少し工夫しなければいけないのかなということも含めてちゅうちょしたところであります。確かに委員御指摘のように、そういう方向性があるのであれば、今言ったように職員住宅として利用すると明記すればよかったかもしれません。その点につきましては反省しております。

○上里直司委員 そこでお尋ねいたしますが、予算特別委員会でもこの件で質疑がありました。職員住宅にしたほうがといたしますか、将来的なことも含めて随分効果があるという説明だったかと思えますけれども、それについて改めて検討の結果—どれぐらいの節減効果になるのかということをお答えいただけますか。

○久田裕総務統括監 今の若夏荘を職員住宅として使用した場合—今、東京事務所20所帯分を民間から借り上げています。それで、若夏荘で住宅を確保できるのが12戸分です。その12戸を職員住宅に入れて、残り8戸は借り上げという形になるのですが、その場合と従来どおりの20戸を借り上げた場合—20年間という期間での計算なのですが、そうしますと1億5200万円、職員住宅にしたほうが費用対効果は大きいということです。

○上里直司委員 陳情平成21年第88号—これは総務企画委員会陳情説明資料（総務部）の8ページ、東京沖縄県人会の陳情にかかわることではありますが、会議室等そういう場所を設けるとすれば、恐らくその会議室の管理という面で、今までの—職員住宅だけの管理の形態と経費の検証をした場合に、新たに会議室管理という費用がかかるかと思えますけれども、これはどのような管理の形態にしようとしているのか、今の検討段階についてお答えできますでしょうか。

○兼島規総務部長 頻繁に会議室が使用されるかどうかということもございませぬけれども、今のところ、東京事務所の職員でもって管理をお願いしたいということが1点です。もう一点は、東京事務所の職員で少し手が余るようであれ

ば、嘱託員等々を採用して、例えば、東京事務所の職員の家族であるとか一すぐ近場にうるま荘がございますので、そのほうに委託してお願いするとか、そういうことを考えております。

○上里直司委員 先ほど兼島総務部長がおっしゃっていた嘱託という形でない
と、会議室の利用状況の問い合わせ、かぎの授受という問題は、職務をしながらでは非常に厳しいだろうと思うのです。そういう意味で、東京沖縄県人会の
会員の皆様方が、今まで交流の場として活用してきた状況を維持するのであれば、ぜひ、管理の部分を交流の場に生かせるようにしていただきたい。そう要望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、総務部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席。退席後、本委員会所管事務調査事項の広報、
危機管理及び消防防災についてに係る東北地方太平洋沖地震に対する
県の対応についてを、明 3月23日の総務企画委員会の議題に追加す
ることについて協議し、意見の一致を見た。なお、休憩中に配付した
「議会の機能強化及び地方議会議員の法的位置づけの明確化等を求め
る意見書(案)」について、多くの委員から、当該意見書は議会運営
全般にかかわることなので、議会運営委員会で協議すべきだとの意見
があり、それに対して當間委員長より、議会運営委員会で協議するよ
う議会運営委員長と調整する旨回答した。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてに係る東北
地方太平洋沖地震に対する県の対応については、休憩中に御協議いたしました
とおり、明日の議題に追加したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次回は、明 3月23日 水曜日 午前10時から委員会を開きます。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫